

(1) 報告事項（昨年度の会議以降）

■つながるひろがる子育てプロジェクト事業 R7 年度実績

○新生児へのおむつと防災グッズの配布

市窓口及び子育て支援センターでおむつと防災グッズを配布し、子育て中の各種相談や支援制度の周知につなげるとともに、育児の経済的な負担軽減と防災意識の向上を図る。

1 回目配布	市窓口	出生届出時、転入時	紙おむつ S サイズ・0 歳児 用防災グッズ	117 人
2 回目配布	にらちび	ベビー倶楽部開催時	紙おむつ L サイズ・1 歳児 用防災グッズ	28 人

○地域こどもの居場所づくり

既存の福祉・教育施設等を活用して、子どもが安全安心に気軽に立ち寄ることができる「居場所」を設けることで健やかな成長、豊かな人間性・社会性を身につけることの一助とする。

実施団体数	実施回数	参加人数（延べ数）	事業費
12 団体	28 回	821 人	413,220 円

■蕪崎市子どもの権利に関する条例の一部改正

関連スケジュール

R7.4.1 子どもの権利に関する条例 施行

R8.3.27 子どもの権利に関する条例 一部改正（権利擁護・救済委員の設置）

R8.6.1 施行期日を定める規則 施行

R8.8.6 子どもの権利に関する条例施行規則 法令審査

権利擁護・救済委員の設置等を規定した、改正後の条例は別紙のとおり。

○韮崎市子どもの権利に関する条例

令和 7 年 3 月 28 日 条例第 10 号

改正 令和 8 年 3 月 27 日 条例第 13 号

韮崎市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利の保障（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの居場所づくり（第 8 条）

第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第 9 条—第 14 条）

第 5 章 子どもの権利の普及（第 15 条・第 16 条）

第 6 章 **子どもの権利の侵害からの救済（第 17 条—第 24 条）**

第 7 章 施策の推進（**第 25 条**）

第 8 章 雑則（**第 26 条**）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、可能性に満ちた未来への希望です。

全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。個別の人格と尊厳を持ち、人種、性別又は障がいの有無などによって差別されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、社会の一員として一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもの権利を保障するためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。子どもの意見を聴き、それを尊重することは、子どもの成長と自己肯定感の促進につながります。子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイデアを提案することもあります。

大人は、常に子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

私たち韮崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする

ことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、在学し、又は在勤する等市内において生活し、活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認める者をいいます。
- (2) 保護者 子どもの親及び里親その他子どもの親に代わり養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として在学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に居住し、在学し、又は在勤する者
 - イ 市内に事務所を有する法人その他の団体
- (5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第3条 保護者は、子どもの権利を理解し、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第4条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するものとします。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

(地域における権利の保障)

第5条 市民等は、地域の様々な人、自然、文化及び歴史との関わりの中で、地域が子どもにとって大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことについて、いつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもの最善の利益を考えて、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。

3 市は、子どもの権利の保障について、国、県その他子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。

(他者の権利の尊重)

第7条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第3章 子どもの居場所づくり

(居場所づくり)

第8条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが安心して過ごすことができるよう、遊び、学び、休息等のための居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、前項に規定する居場所づくりに関し、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明及び参加)

第9条 市は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもの意見等を反映させるために、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(虐待及び体罰の防止)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援を行うものとします。

(差別、いじめその他の権利の侵害の防止)

第11条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが人種、性別、障がいその他の子ども若しくはその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益又はいじめその他の権利の侵害（以下これらを総称して「いじめその他の権利の侵害」といいます。）を受けることがないようにしなければなりません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の防止及び早期発見に努めなければなりません。

3 市、施設関係者及び市民等は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(貧困の防止)

第12条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困の防止に取り組むものとします。

(有害・危険な環境からの保護)

第13条 市、施設関係者及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害又は危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとします。

2 市は、前項に規定する取組に関し、子ども、保護者、施設関係者及び市民等に必要な情報を提供するものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第14条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自らの意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第5章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第15条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及を行うものとします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第16条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、理解を深めることができるよう、必要な支援を行うものとします。

第6章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談窓口の設置)

第17条 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

(韮崎市子どもの権利擁護委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長及び教育委員会の附属機関として韮崎市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」といいます。）を置きます。

2 権利擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 権利擁護委員は、次条に規定する権利擁護委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱します。

4 権利擁護委員は、任期を2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 権利擁護委員は、再任されることができます。

(権利擁護委員の職務)

第19条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

(3) 前号に規定する調査又は調整の結果、権利擁護委員が必要であると認めるときは、市長又は教育委員会に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。

(4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、権利擁護委員が必要であると認めるときは、市長及び教育委員会に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、権利擁護委員に対し救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に居住する子どもに関するもの

(2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限りません。）

(権利擁護委員の役割等)

第21条 権利擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

- 2 権利擁護委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

(権利擁護委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、権利擁護委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

- 2 保護者及び市民等は、権利擁護委員の活動に協力するよう努めるものとします。

(是正要請等の尊重)

第23条 市長又は教育委員会は、権利擁護委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

- 2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

- 3 市長又は教育委員会は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対しその是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長又は教育委員会は、その内容について権利擁護委員に報告するものとします。

- 4 市長及び教育委員会は、権利擁護委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

- 5 市長及び教育委員会は、前項の措置について、権利擁護委員に報告するものとします。

(活動状況の報告)

第24条 権利擁護委員は、毎年の活動状況等を市長及び教育委員会に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

第7章 施策の推進

(推進計画)

第25条 市は、第6条第1項に規定する子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画（こども基本法第10条に規定する市町村こども計画のことをいいます。以下この条において同じ。）を策定します。

- 2 市は、推進計画を策定し、又は変更しようとする場合は、韮崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月韮崎市条例第33号）に規定する韮崎市子ども・子育て会議（第4項において「子ども・子育て会議」といいます。）の意見を聴きます。
- 3 市は、推進計画を策定するに当たり、子ども、保護者及び市民等の意見等を反映させるための措置を講ずるものとします。

4 市長は、推進計画の実施状況について検証するため、子ども・子育て会議に諮るものとします。

第8章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(蕪崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

2 蕪崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月蕪崎市条例第33号）の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(蕪崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 蕪崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月蕪崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

鳥獣被害対策実施隊員	年額 1,000円
------------	-----------

「

--

を

鳥獣被害対策実施隊員	年額 1,000円
子どもの権利擁護委員	日額 12,000円

」

に改める。

」

(2) 韮崎市子どもの権利擁護委員 救済・相談体制について

相談体制

名称／設置場所		(名称未定)	こども子育て課内
設置日		R8.10月	
職員体制		課内2担当による	こども相談担当、子育て支援担当
相談員	電話	平日 8:30-17:15	フリーダイヤル 0120-●●
	面談	平日 8:30-17:15	こども子育て課内ほか希望により地域や学校等で面接相談を実施
	オンライン	随時	ZOOM等ミーティング
	メール	24H 常時受付	専用アドレス
	相談フォーム	24H 常時受付	HP上に専用フォーム（ログフォーム）

R8.5.1政策会議により『相談窓口及び相談員の必要性は共通認識であるものの、まずは現体制でスタートしてみること』と方向付けされており、従前の職員配置による対応、既決済み予算による事業の運用を行う。

子どもの権利擁護委員

	氏名	所属等	任期
権利擁護委員	花輪 仁士	弁護士 花輪法律事務所	令和8年8月10日（委嘱式）～令和10年8月9日
	田中 健史朗	臨床心理士 山梨大学教育学部やまなし小学校 教育講座 准教授	令和8年8月10日（委嘱式）～令和10年8月9日
	掛川 亜季	弁護士 元・国立市総合オンブズマン（一般オンブズマン・子どもの人権オンブズマン）	令和8年8月10日（委嘱式）～令和10年8月9日

■ 蕪崎市子どもの権利擁護委員の概要

蕪崎市では、令和 7 年 4 月に、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とし、「蕪崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

この条例では、子どもの権利が侵害されている場合、あるいは侵害されたと見なされている場合の相談・救済に関して規定しており、子どもをいじめや暴力等の権利の侵害から守るため、行政からの独立性が確保された新たな機関として「蕪崎市子どもの権利擁護委員」の設置を規定しています。

権利擁護委員は、公平・中立的な立場で、家庭・学校・地域社会などさまざまな場面において、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、子どもの権利の侵害を救済するとともに、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう、関係者と協力して子どもに対して支援するよう取り組みます。

■既存の相談体制について

韮崎市こども計画に基づき、子どもに関する次のような主な施策を実施しています。

基本目標 1 子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える

- ・児童虐待防止ネットワーク及び相談体制の強化・充実
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・学校や児童相談所等との連携
- ・教育支援センター（かがやき教室）による教育相談
- ・家庭児童相談員の配置

基本目標 3 子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する

- ・乳児家庭全戸訪問
- ・にこにこ子育て相談
- ・乳幼児健診時相談、個別保健指導
- ・利用者支援事業（子育て支援センター・保健福祉センター）
- ・こども家庭センターの設置
- ・身近な地域子育て相談機関の整備
- ・母子栄養相談、食育指導
- ・歯科相談
- ・地域子育て支援拠点事業（にら☆ちびの管理運営）
- ・妊婦等包括相談支援事業

基本目標 4 支援が必要な子ども・若者や家庭に寄り添いサポートする

- ・相談時における生活状況の把握
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ・発達相談、言語相談、心理相談
- ・保育所等巡回相談、公認心理士巡回

このような既存の相談体制に、子どもにとって身近な機関として、子どもの立場に寄り添った相談体制の推進と、子ども自身の権利の侵害を救済する子どもの権利擁護委員を加えることにより、安心して相談できる体制の充実に努めていきます。

さらに、子どもが安心して相談できようにするため、子どもへの周知・啓発活動や、子どもの相談しやすい時間帯の検討など環境整備を図り、子どもが安心して相談できる体制の整備に努めています。

■子どもの権利擁護委員の主な活動内容

「韮崎市子どもの権利に関する条例」第 18 条第 1 項において、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法の規定に基づき、市長及び教育委員会の附属機関として韮崎市子どもの権利擁護委員を置くとしています。

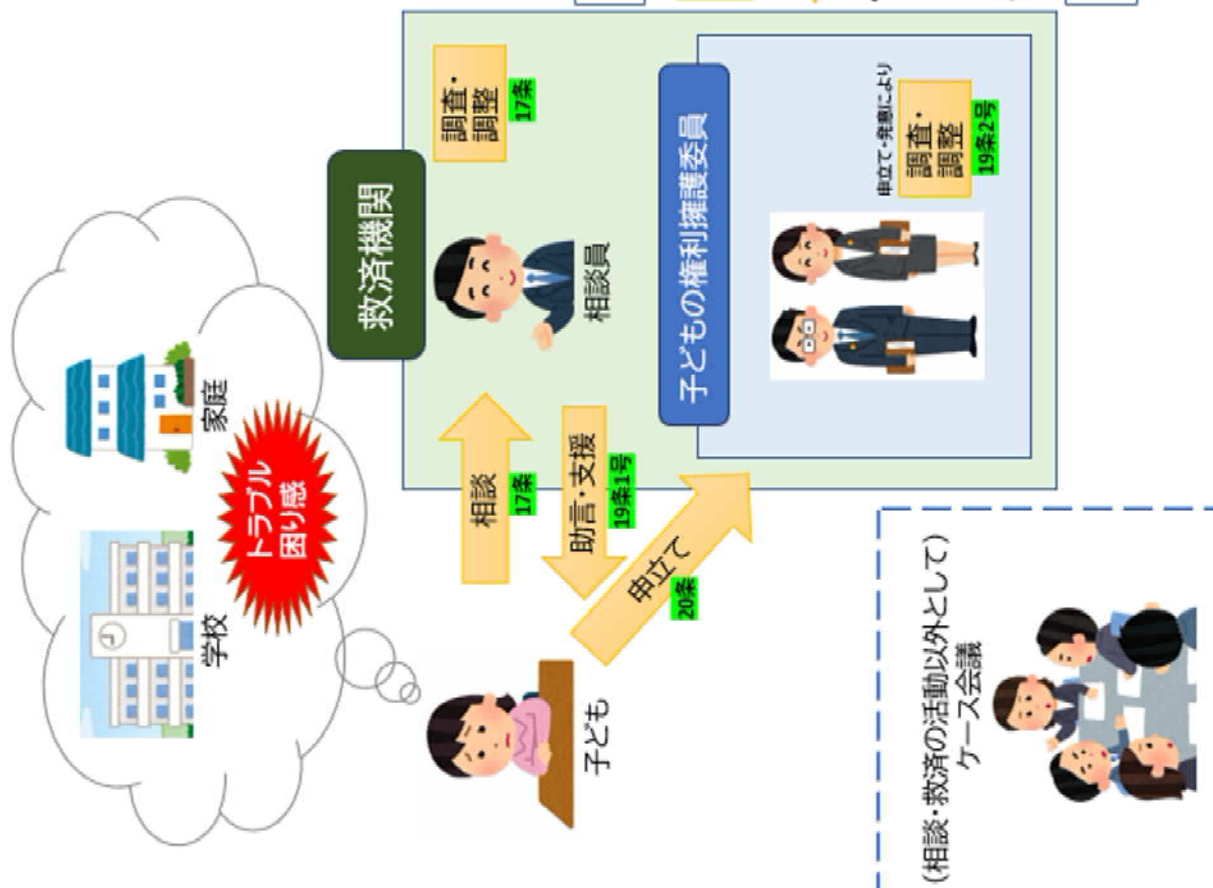
また、第 19 条第 1 項各号により、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受けた場合、または必要に応じて自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向け、次のことを行います。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
- (3) 調査又は調整の結果、必要であると認めるときは、市長又は教育委員会に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請することを提言すること。
- (4) 調査又は調整の結果、必要であると認めるときは、市長及び教育委員会に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

また、条例第 21 条各項においても、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努め、最善の利益を図るために関係機関等と相互に協力し、連携するよう努めるものとされています。

救済機関の活動内容（組織イメージ）は次ページのとおりです。

救済機関 活動内容(組織イメージ)



(相談)

①電話・メール・Webフォーム・対面により相談を受ける。

内容によって当事者と面談。相談員が丁寧に話を聴き、相談者に助言したり、希望により相手と話したりする。

(申立て)

②子どもの意向を踏まえ、子どもの権利擁護委員につなげる。子どもの権利擁護委員は、子どもから意見を聴き、子どもの代弁者として活動する。

(意見表明・提言)

③申立てまたは委員の発意により、権利擁護委員が調査・調整を行い、必要に応じて市長及び教育委員会に対し、是正要請を行うよう提言、または意見表明を行う。

■相談者・申立者

子ども本人や、子どもに関わりのある方（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から、市内に居住する子どもに関するもの、その他の子どもに関しするもの（救済の申立ての事実が市内で生じたものに限ります。）の相談又は申立てを受け付けます。

■相談・申立ての方法

相談の手段は、電話、面談、オンライン、メール、相談フォーム等によるものとします。
救済を必要とする申立ての方法は、申立書の提出又は上記手段による口頭等とします。

■相談先及び相談体制

相談はこども子育て課内、子どもの権利相談室（名称未定）で行います。

ミアキスや子ども食堂等、既に子どもたちの相談を受けている機関と連携し、子どもたちの声を聴く体制を作っていきます。

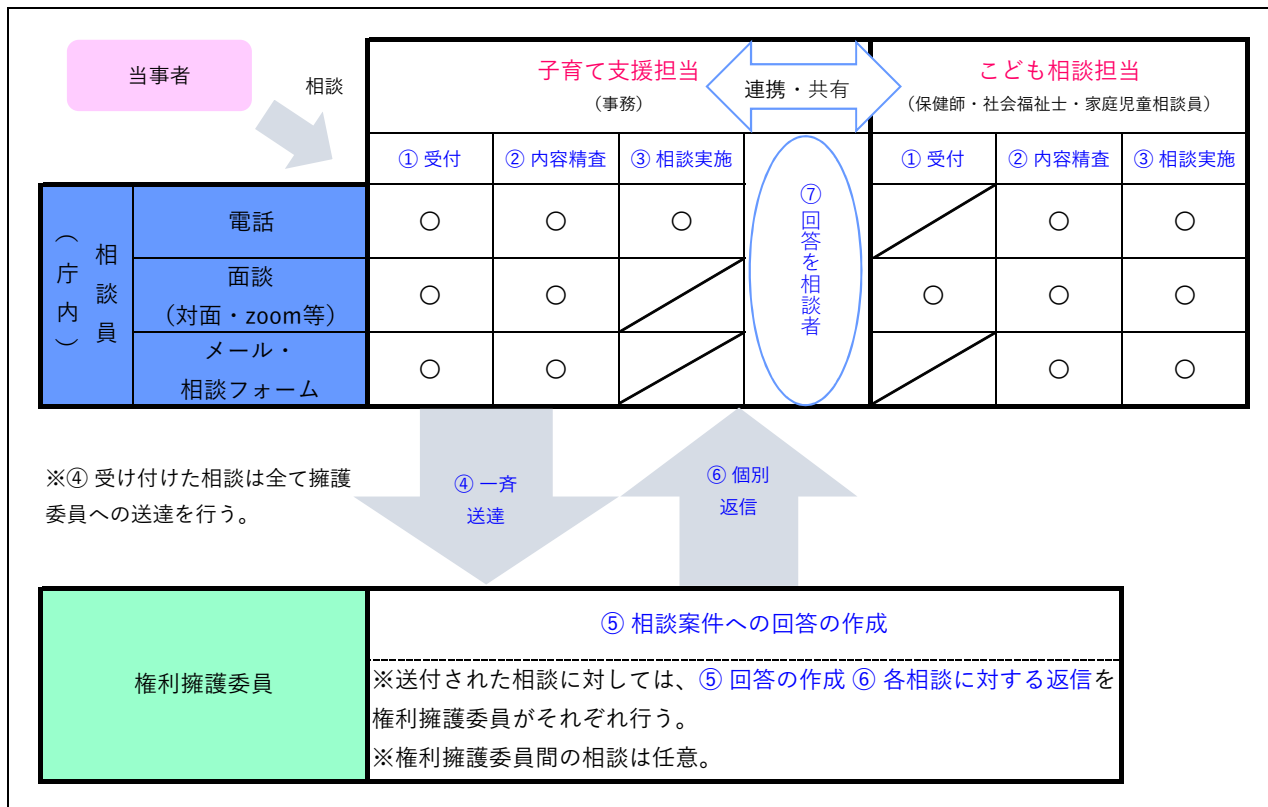
以下の相談方法により対応し、受け付けた相談は権利擁護委員への共有（送達）を行います。

相談は記録用紙に記録します。

申立ては、別紙「申立てフロー」のとおり対応します。

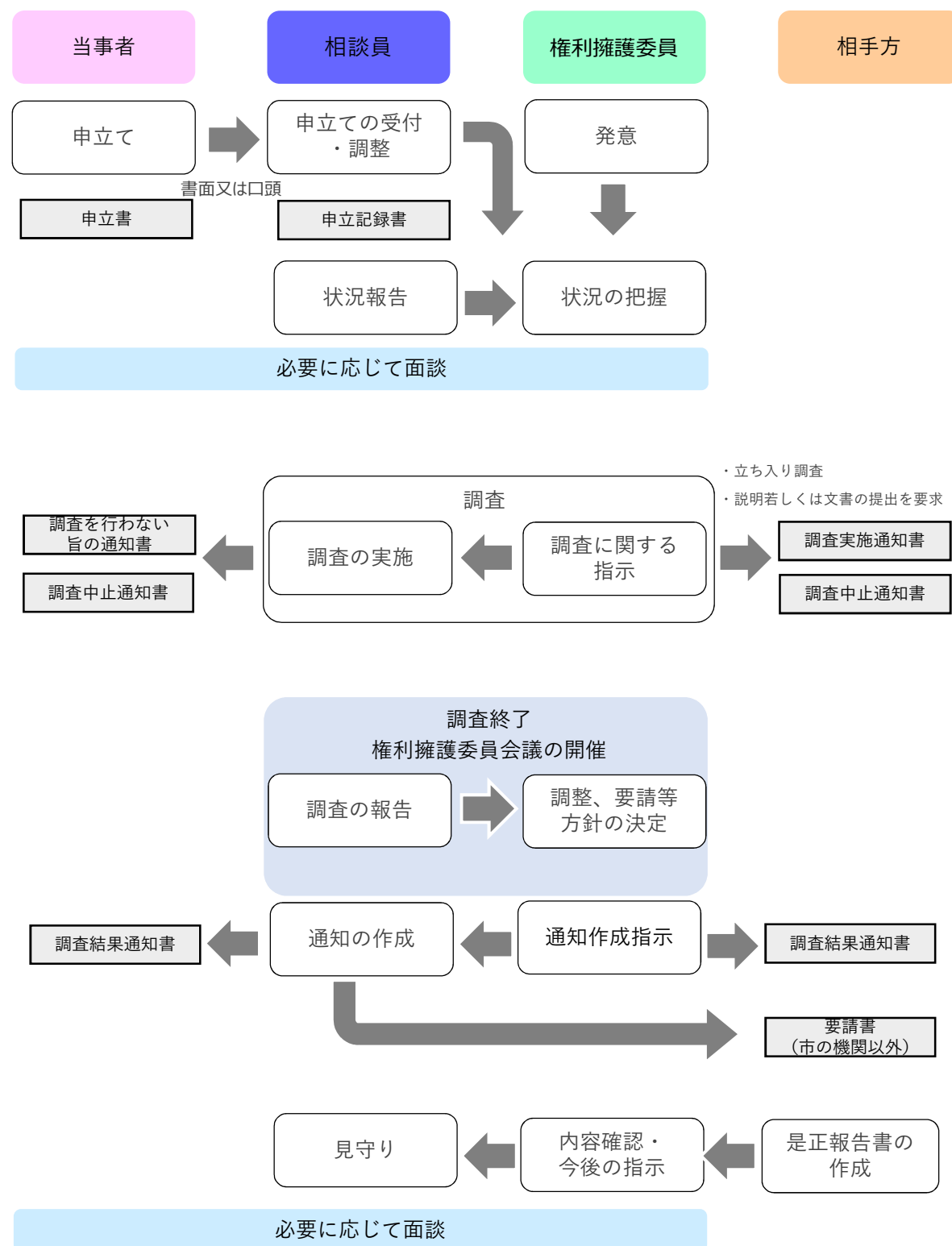
- ・相談時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・相談場所：葦崎市役所 1 階 こども子育て課内、子どもの権利相談室（名称決定）
- ・相談方法：フリーダイヤル（予定）、面談（対面・オンライン）、メール・相談フォーム

相談（申立て以外）から回答までの流れ



申立てから調査終了までの流れ

【当事者からの申立て】 申立て受理後、担当権利擁護委員を決定する権利擁護委員会議開催し、ケースに応じて対応方針等を決定する。



(3) 今年度の主な取組について

◆権利擁護委員 委嘱式

8/10(月)

◆子どもの権利相談室の名称について小中学校の児童生徒にアンケート依頼

8/26(水)

校長会を通じて

◆子どもの権利に関する条例施行規則の制定

9月

主に申立てや調査に関する書式を規定するもの

◆出前講座

9/8(火) 6年生対象

甘利小学校 昨年度は葦崎小学校で実施

◆ワークショップ（トップファンやまなし）

9/16(水) 5・6年生対象

9/30(水) 3・4年生対象

甘利児童センター

◆青少年教育研修会（教育委員会主催）

11/29(日)

ニコリ

講師：田中 健史朗権利擁護委員

◆つながるひろがる子育てプロジェクト

おむつ・防災グッズの配布、地域子どもの居場所づくり

昨年度に引き続き実施

◆市内幼稚園等のミドルリーダーを対象とした保育の質向上研修

講師：石山 ゐづ美先生

◆子ども・子育てショート動画コンテスト

◆事業のPR

広報、SNS等を通じて実施

(4) 荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
1 子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える								
(1)子どもの権利の周知啓発								
1	(1)	1	こどもみんなか TEENSガイジ	「荏崎市子どもの権利に関する条例」や「こども基本法」、「子どもの権利条約」の内容等について、当事者である子どもの意見交換会等を実施します。	こども子育て課	A	7月23日(水)～9月21日(日) 青少年育成プラザミヤキス 中高校生230名 NPO法人河原田社へ委託し、ワークショップやインタビュー、投票の掲示等を実施	当事者である子どもからの意見表明の場となるワークショップ等を継続的に実施していく。
1	(1)	2	子どもの権利の普 及啓発事業	「荏崎市子どもの権利に関する条例」や「こども基本法」、「子どもの権利条約」の内容等について、当事者である子どもにも理解してもらうよう、パンフレットの作成や配布等による周知を図ります。 また、おとなについても子どもの権利に関する意識が高まるよう、一般の市民の方にも、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。	こども子育て課	A	・小学生向け研修(出前授業) 8月27日(水) 荏崎小学校 6年生38名 子どもたちが自分の権利について知り、考え、意見表明する機会を提供することを目的 ・大人向け研修(青少年教育研修会) 11月30日(日) 市民交流センターニコリ3階多目的ホール 市民40名 講師：東京経済大学現代法学部 教授 野村 武司 氏 表題：あの子の自分の自分にあつた話そうか ～子どもの権利・かつて子ども だつたあなへ～	継続的に普及啓発を実施する。
1	(1)	3	子どもの権利に関 する学習会	子どもの権利について、学校等の子どもに関わる施設の関係者や一般市民等を対象とした学習会などの啓発イベントを実施します。	こども子育て課	A	教員向け研修(教育研究会) 8月20日(水) 東京エレクトロン荏崎文化ホール 小ホール 市内小中学校教職員152名 子どもの権利を守り育む ～「荏崎市子どもの権利に関する条例」制定の取組 ～ として市の取組を紹介	子どもに関わる施設の関係者や一般市民等を対象とした学習会などの啓発イベントの継続的な実施を目指す。
(2)子どもの権利の保護								
1	(2)	1	乳児家庭全戸訪 問・養育支援訪 問・虐待予防等の フォロー訪問	全出生児・産婦への家庭訪問と継続支援の必要性をアセスメントし、フォロー訪問を実施する。育児不安や負担感の軽減を行い、継続的な支援が必要な家庭については、こども子育て課と連携しながら児童虐待の予防を図ります。	健康づくり課	A	乳幼児全戸訪問：112件(新生児：19件、未熟児1件、乳児92件) フォロー訪問：45件 全ての出生児に訪問を実施できている。フォローが必要ない児については、相談 内容により助産師または保健師が訪問しフォローしている。	今後も継続して実施していく。
1	(2)	2	児童虐待防止ネッ トワーク及び相談 体制の強化・充実	荏崎市要保護児童対策地域協議会の開催や関係機関の実務者会議を行うなど、密な情報交換をしながら虐待防止や早期発見・対応につなげます。また、ネットワーク構成員の専門性の強化や関係機関の連携強化を図り、相談体制の整備を進めます。	こども子育て課	A	代表者会議…5月21日実施。(年1回) 実務者会議…5月29日、8月21日、11月6日、2月26日実施。(年4回) 個別ケース検討会議…ケース状況や関係機関からの意見により実施。(28回)。	近年、全国的に子どもへの虐待に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているため、今後も関係機関が連携し児童虐待防止に取り組む必要がある。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
1	(2)	3	児童虐待対応マニュアルの周知・活用	荏崎市要保護児童対策地域協議会監修のもと作成した子どもへの虐待対応マニュアルを、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校等の関係機関へ配付し、活用を呼びかけます。	こども子育て課	A	6月に関係機関へマニュアルを配布。 配布先：小中学校、児童センター、放課後子ども教室、保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター	虐待とされる事案を把握した際、スムーズに対応がなされるよう、マニュアルの活用を今後も周知していく。
1	(2)	4	虐待被害児ケア体制の強化及び一時保護施設の確保	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、学校や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携したきめ細かな支援を強化します。また、DV等による被害者の一時保護先として、女性相談支援センター等と連携を図り、施設の確保に努めます。	こども子育て課	A	被虐待児に対するこのころのケアを行うため、児童相談所と連携を図るとともに、こころに悩める子どものために公認心理師による個別支援を事業化し対応している。	ヤングケアラーや不登校等、個々の抱える課題が多様化・複雑化しているため、今後も関係機関と連携し支援を実施していく必要がある。
1	(2)	5	学校プラットフォーム化	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、いじめや不登校等の未然防止、早期対応への相談支援体制の充実を図ります。	教育課	A	引き続き、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、連携を図り、いじめや不登校等の未然防止、早期対応への相談支援体制の充実を図っていく。	引き続き、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、連携を図り、いじめや不登校等の未然防止、早期対応への相談支援体制の充実を図っていく。
1	(2)	6	青少年育成カウンセリング・スクールカウンセラー	心に問題を抱える児童・生徒、不登校の生徒等の居場所をつくり、安心して学校生活を送ることができるよう、青少年育成カウンセラーやスクールカウンセラーを活用して、心に問題を抱える子ども及びその家族に対する相談事業を実施します。	教育課	A	引き続き、青少年育成カウンセラーやスクールカウンセラーを活用して、悩みを抱えている子どもや保護者の相談に対応していく。	学校、関係機関等と連携を密にすることで、悩みを抱えている子どもや保護者の相談に対応していく。
1	(2)	7	教育支援センター(かがやき教室)による支援	悩みごとや心配ごとがあって学校に行きづらい小・中学生を対象とし、本人の状況に応じて学習や体験活動・教育相談などを行い、学校への復帰を支援します。	教育課	B	一人ひとりに合わせた支援により、教時間や数日でも学校へ登校することができた。学校への登校が難しくても学習意欲の向上やが見られ、学校復帰に向けて一歩一歩進むことができた。	校内支援センターや関係機関とも連携し、児童生徒の学校復帰のための支援を引き続き行う。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
1	(2)	8	思春期保健対策事業	「命の授業」や総合学習、特別活動等を通して、命や健康を大切にすることの意識や性に関する正しい知識(ブルコセブ・シオンケア)の普及・啓発と、喫煙・飲酒・薬物等に関する健全な意識の醸成を図ります。	健康づくり課 教育課	A	【健康づくり課】 自殺対策事業における若年層へのアプローチとして命の授業を行った。アンケートから「命を大切にしようと思った」等の感想がみられた。 助産師会による命の授業 ・荏崎中学校:10月3日(金) 110名 ・荏崎西中学校:10月28日(火) 80名 保健師による命の授業 ・穂坂小学校:9月5日(金) 25名	【健康づくり課】 命の授業を継続して実施していく。
1	(2)	9	受動喫煙対策	「健康増進計画」に基づき、たばこに関する知識の普及と禁煙・受動喫煙防止対策として、小・中学校における禁煙教育の実施や、「世界禁煙デー」「山梨禁煙週間」における啓発等を行います。	健康づくり課 教育課	A	【健康づくり課】 ボスターによる啓発。妊婦への禁煙指導や、保護者に対して喫煙のリスクを説明した。	【健康づくり課】 指導を行っても、禁煙まで結びつかないことが多い。継続して啓発を行っていく。
1	(2)	10	家庭児童相談員設置事業	子どもや子どもを取り巻く環境における幅広い問題に対応するため、家庭児童相談員を配置して、子ども及びその家族に対する相談事業を推進します。また、支援が必要とみられる子どもにも関しては関係機関と連携し、適切な対応に努めます。	こども子育て課	A	子育てに関する幅広い相談に対応できるよう有資格者による家庭児童相談員を長年配置しており、近年、相談件数は増加している。数多くの相談に対応できるよう9月から1名増員し、家庭における適切な養育や家庭児童福祉の向上に努めている。	今後も相談体制及び支援の充実のため、家庭児童相談員の設置を継続していく。
1	(2)	11	人権擁護委員による相談	いじめや虐待等に関する悩みについて、国(法務省)から委嘱された人権擁護委員が相談対応します。	財務政策課	A	市民交流センターで年3回、特設人権相談を開設しており、6月3日、10月9日、12月4日に実施した。また、市内幼稚園や小中学校に訪問し、人権教室を実施することで人権意識の高揚及び啓発を行った。	人権擁護委員のなり手不足が懸念されている。
1	(2)	12	子どもの相談・救済機関の設置検討	子ども自身から虐待、いじめ等、権利侵害に関する相談の窓口をつくり、子どもの立場に立つて助言・支援を行う第三者機関の設置について、他の自治体の先進事例等を参考に検討を行います。	こども子育て課	A	子どもの権利に関する条例の一部改正を行い、救済機関の設置に関する規定を追加した。	関係機関や関係課と連携を図り、R8年度に運用を開始する。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
2 子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する								
(1)意見表明と参加の促進								
2	(1)	1	子どもみんなか TEENSカイギ 【再掲】	子どもの意見を聴き、施策への反映の検討、フィードバックを行うため、当事者である子どもとの意見交換を行う機会を設けます。	子ども子育て課	A	7月23日(水)～9月21日(日) 青少年育成プラザミアキス 中高生証230名 NPO法人河原部社へ委託し、ワークショップやインタビュー、投票の掲示等を実施	当事者である子どもからの意見表明の場となるワークショップ等を継続的に実施していく。
2	(1)	2	中学生議会・高校生議会	12名程度の子ども達が、市議会本会議と同様形式にて、市長に対し提案、要望を行います。	デジタル戦略課 教育課	A	女性議会：女性議員10名 女性の社会参加への後押しに加え、女性の視点を活かした質問内容に対し、現状説明や今後のまちづくりに関して議論する場となった。	女性団体連絡協議会意見交換の結果、参加者同士の継続的なつながりが生まれ、いくことや、参加者の確保が日々難しくなっていること、また、政治への参画に必ずしも結びついていないことなどの課題がある。 今後は、議会形式にこだわらず、見直しを図っていく。
2	(1)	3	子ども・若者との 意見交換	市のまちづくりや市政に関するテーマについて、子ども達との意見交換を実施し、子ども達から意見やアイデアを出してもらい、市の政策に反映することを検討します。	デジタル戦略課 子ども子育て課 教育課	A	令和7年4月に意見用紙を配付する際に、制度説明を含め周知募集を行った。	提案用紙の配付を通年でできないため、広報誌での配布は廃止し、SNSの活用や意見箱の設置について検討を行う。
2	(1)	4	子どもの権利に関する情報コンテンツの検討	子どもの権利に関する相談や意見表明に利用できる電子フォームの活用などについて検討します。	子ども子育て課	C	相談や意見の送付の方法については、専用メールやログフォームによる送信等を検討する。	R8年度の運用開始を目指す。
2	(1)	5	こーらがあなたの 夢や願いを叶えます 事業	子どもの意見を聴き、子どもの気持ちに寄り添えるよう観光協会と連携し、事業実施を図ります。	商工観光課	A	①荏崎市制祭メインステージにて、ご家族や職場の同僚の方々のお誕生日をお祝い。(幼児2名、にらちびスタッフ1名) ②日本舞踊の教室に通う生徒さんからのお願いで、お世話になっている先生に感謝の気持ちを込めた記念の思い出づくり。 こーらが訪問し、日本舞踊を披露して頂いた後、皆で記念撮影。 ③クラフト角打ち酒屋URAKURA店主からのお願いで、お子様連れでも気軽に乾杯を楽しめる1日を企画。X'masシーズンに合わせペンゴ・わなげなど家族連れも楽しめるイベントを実施。	R8年度以降は廃止

葦崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
(2)子育て当事者の意見反映								
2	(2)	1	アンケート活用等の検討	子ども・若者や子育て世帯の意見反映のため、様々な機会を通じて、電子フォームによるアンケートの活用を図ります。	デジタル戦略課 子ども子育て課	C	相談や意見の送付の方法については、専用メールやロゴフフォームによる送信等を検討する。	R8年度の運用開始を目指す。
2	(2)	2	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)	学校づくりについて、子ども達の成長に関わる地域や保護者の方と情報を共有し、連携協働しながら取り組むよう、小・中学校に設置された学校運営協議会(コミュニティ・スクール)において必要な支援に関する協議を行います。	教育課	A	今後も続けていく。	継続実施
3 子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する								
(1)妊娠期からの切れ目のない支援								
3	(1)	1	プレコンセプションケアの啓発	将来の妊娠を考えたながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことができるようプレコンセプションケアについての啓発を行います。	健康づくり課	A	命の授業により、命の大切さ、尊さとともに、プレコンセプションケアについて普及啓発を行った。 助産師会による命の授業 ・葦崎東中学校:10月3日(金) 110名 ・葦崎西中学校:10月28日(火) 80名 保健師による命の授業 ・穂坂小学校:9月5日(金) 25名 ・乳がん講演会:8月30日(土)24名	命の授業は継続して行っていく。プレストアウェアネスについては、乳幼児健診の際にチラシ配布などで啓発を行っていく。
3	(1)	2	乳児家庭全戸訪問【再掲】	保健師・助産師による全出生児と産婦や支援の必要な妊婦への家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や情報提供、養育環境の把握を行います。	健康づくり課	A	乳幼児全戸訪問:112件(新生児:19件、未熟児1件、乳児92件) 全ての出生児に訪問を実施できている。	今後も継続して実施していく。
3	(1)	3	健康診査事業	医療機関における妊婦一般健康診査(基本検査・追加検査)、妊婦婦科健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査については公費負担をしているため、母子健康手帳交付時やパパママ学校、出生児家庭訪問時に健康診査の重要性について指導し、受診勧奨していきます。乳幼児健康診査・教室の際には、保護者に総合健康診査の周知と受診勧奨を行います。	健康づくり課	A	4か月児健診(120名)、1歳6か月児健診(123名)3歳児健診(163名) 令和8年度からの乳幼児健診の実施時期を4か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳とした。5歳児健診が実施できるように関係者に声をかけ、検討を重ね、実施できる態勢をととのえた。 乳幼児健診でメタボについてのチラシを配り、特定健診の受診勧奨を行った。	5歳児健診のスムーズな実施。 今後も継続して、健診の周知勧奨を行っていく。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	4	母子健康教育事業	妊娠期からの知識の普及を継続的に行い、育児不安の解消、虐待等の予防や子育て支援の充実を図るため、各種健康教育事業を実施します。	健康づくり課	A	7か月児すくすく教室:年12回 128名 2歳3か月児のびのび教室:年11回 参加者138名	引き続き実施していく。
3	(1)	5	母子健康診査事業	医療機関との連携を図り、妊産婦健診の受診状況を把握していきます。また、母子の健康状態を把握し、関係機関等との情報共有を行い、適切な支援につなげられるよう、乳幼児健診を行います。	健康づくり課	A	妊婦健診(基本分):延べ受診者数1,458人 妊婦健診(追加分):延べ受診者数647人 産婦健診:延べ受診者数205人 妊婦産科健診:延べ受診者数55妊 新生児聴覚検査:延べ受診者数118人 乳児健診:延べ受診者数179人 4か月児健診:年11回 120人 1歳6か月児健診:年10回 123人 3歳児健診:年12回 163人	個別健診:乳児の健診のうち1回は1か月健診時の助成へ変更する。それ以外は引き続き実施していく。
3	(1)	6	妊娠出産包括支援事業(産後ケア)	育児の不安や負担感を有する産後4か月までの母親とその乳児の恒定的支援の経済的支援を行い、母体の休息及び体力の回復、母乳ケア、乳児ケアの実施を図ります。	健康づくり課	A	(ショートステイ型) 利用申請者数:17名 利用実人数:12名 利用泊数:32泊	令和8年度から新たに市内2事業所に産後ケア事業(デイサービス型)を委託し、身近な場所で産後ケアの実施を開始した。ショートステイ型は引き続き実施していく。
3	(1)	7	予防接種	出生児には予防接種手帳を交付し、小児感染症の蔓延防止のための予防接種勧奨を行います。	健康づくり課	A	出生月翌月末に対象者に送付 予防接種手帳送付数:117件	引き続き実施していく。
3	(1)	8	こころこ子育て相談・各種相談	子どもと両親を取り巻く各種機関が連携を図り、きめ細やかな母子支援を行い、妊娠・出産・子育ての不安解消に努めます。 保健師・助産師・管理栄養士による妊娠中の悩みや育児に関する相談、専門職による言語・心理・療育(発達)の相談を行い、それぞれの子どもにあった子育ての方法について両親とともに考えていきます。 子育て支援センターや関係機関等と連携し、子育てについての知識の提供や相談、親同士の交流を図っていきます。	健康づくり課	A	こころこ子育て相談:年24回実施 実59名利用 こねくと～発達相談～:年34回実施 延126名利用 言語相談:年16回実施 延52名利用 心理相談:年5回実施 延9名利用 専門職からのアドバイスをもとに就学相談や医療受診に繋がったり、保護者の育児の悩みの解決を支援した。	R8年度より5歳児健診が始まるため、各相談の実施回数の調整を行う。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	9	乳幼児健康診査・ 育児相談	乳幼児健康診査(4か月児、1歳6か月児、3歳児)や毎月実施しているこども子育て相談等において保健師等による個別保健指導・相談を行い、母子の健康維持に努めます。市広報・健康カレンダー・ホームページ・アプリ等を通じて周知します。乳幼児健康診査未受診者へは個別連絡や家庭訪問等により、受診勧奨を行います。また、医療機関における乳児一般健康診査は公費負担を行っているため、母子健康手帳交付時やパパママ学級、出生児家庭訪問時に受診勧奨を行います。	健康づくり課	A	4か月児健診(受診率104.3%)、1歳6か月児健診(受診率94.6%)、3歳児健診(受診率98.2%)であった。未受診児については、翌月以降に受診してもらうように電話、訪問等で受診勧奨を行い、受診できている。	引き続き実施していく。 子育てアプリの配信はR7年度未で終了。
3	(1)	10	パパママ学級・ママのためのととのう(整う)ルーム・ 乳幼児健康教室	両親が新生児の特徴やこれからの子育てについて学習できるよう、助産師や子育て支援センターと連携し、パパママ学級を開催します。また、産後うつ予防と子育て中の仲間づくりのため、ママのためととのう(整う)ルームを開催します。7か月児を対象としたすくすく教室では、管理栄養士より離乳食のアドバイスや試食を行い、2歳3か月児を対象としたのびのび教室では、歯科衛生士による個別歯科相談を実施します。	健康づくり課	A	パパママ学級:年4コース12回実施 延べ131人 ママのためのととのうルーム:年12回実施 延べ97人 7か月児すくすく教室:年12回実施 延べ128人 2歳3か月児のびのび教室:年11回実施 延べ138人	パパママ学級をプレファミリー教室、ママのためのととのうルームをベヒーモツサージ教室へ内容を変更し実施する。 すくすく教室は7か月児から8か月児に変更し実施する。
3	(1)	11	多胎児保護者への 支援	多胎児の保護者が同じ境遇で育児をする仲間と話をする「多胎ちゃんパパママの会」を不定期開催するほか、国民年金の第1号被保険者が出産した場合の保険料免除(出産月の3か月前から翌々月までの6か月間)や、保育所等の利用認定(産前4か月から入所が可能)などの支援を行います。	こども子育て課 市民生活課	A	【こども子育て課】 「多胎ちゃんパパママの会」にらちびで3ヶ月に一度開催 参加者:5月3組・8月1組・11月2組 次回2月 多胎児保護者の貴重な交流の場となっており、 保育所の利用認定についても、産前4か月からの入所を可能とする運用を継続 すること多胎児保護者への継続的な支援を実施した。 【市民生活課】 国民年金の第1号被保険者が多胎妊娠した場合の保険料免除(出産月の3か月前から6か月間)の相談や案内を実施した。	今後も継続実施していく。 令和8年10月から始まる国民年金第1号被保険者の保険料の育児免除制度(子どもが1歳になるまでの期間)について相談・案内も併せて対応する。
3	(1)	12	利用者支援事業	子育て支援センター及び保健福祉センターにおいて、子育てに関する各種相談を実施します。	健康づくり課 こども子育て課	A	【こども子育て課】 子育て支援センターにおいて、産前産後の母のストレスや、子どもの発達・家族関係に関する相談等の応じている。 【健康づくり課】 乳幼児健康診査、教室や、にこにこ子育て相談にて助産師や管理栄養士、歯科衛生士、保健師等が個別に相談に応じている。	引き続き継続していく。
3	(1)	13	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等の家庭に訪問支援員が訪問して、家事・育児支援や相談・傾聴を実施します。	こども子育て課	A	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等の家庭に訪問支援員が訪問して、家事・育児支援や相談・傾聴を実施した。 R7年度訪問件数:48件	引き続き継続していく。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	14	こども家庭センターの設置	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置することにより、乳幼児期における「育ち」を切れ目なく保障します。	こども子育て課 健康づくり課	A	令和7年4月:こども家庭センター開設(母子保健機能・健康づくり課保健指導担当、児童福祉機能:こども子育て課で課こども相談担当) ・母子ケース会議:月1回(年12回) ・児童福祉会議:月1回(年12回)	引き続き、継続実施していく。
3	(1)	15	地域子育て相談機関	相談の敷居が低い身近な相談機関として、子育て世帯との接点を増やし、子育て支援についての情報提供や、相談・支援へのつなぎを行う「地域子育て相談機関」を整備します。	こども子育て課	A	荏崎市子育て支援センター「にらちび」を「地域子育て相談機関」に指定し、「にらちび子育て相談室」として運営を実施。各専門の相談員を配置して体制を整備している。	子育て支援センターのほか、令和8年度から市立すずらん保育園内に開設し、国が示す中学校区に1箇所という目安を満たしている。
3	(1)	16	小児救急医療体制及び急病時の対応の啓発等	新生児訪問や乳幼児健康診査・各種教室等での情報提供や、子育てアプリでの案内、子育てガイドブックの配布を通して、急病時等の対応や「小児救急電話相談 #8000」等の小児救急医療体制について、普及啓発を行っています。	健康づくり課	A	山梨県小児救急のチラシを乳児全戸訪問にて配布し、普及啓発を実施している。乳幼児健診 教室でも救急対応として集団指導している。	子育てアプリの配信はR7年度未で終了。それ以外の機会に継続して実施予定。
3	(1)	17	母子栄養相談・食育指導	「荏崎市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、パパママ学級や乳幼児健康診査、子育て相談等において、母子の栄養相談・食育指導を実施していきます。	健康づくり課	A	ここに子育て相談(栄養相談):月2回 延20名 パパママ学級(栄養指導):年3回 実32名 4か月児健診:年1回 120名 7か月児すくすく教室:年12回 128名 1歳6か月児健診:年10回 123名 3歳児健診:年12回 163名	令和8年度から、パパママ学級をプレファミリー教室へ内容を変更し実施。令和8年度は、プレファミリー教室の参加者に栄養指導をするのではなく、母子健康手帳の交付時に個別に栄養指導を実施。
3	(1)	18	地域子育て支援センター管理運営事業(地域子育て支援拠点事業)	地域子育ての中核として、子育て支援の拠点及び憩いの場を提供します。子育てに関する相談、各種イベント等を開催し、子育て世帯の支援を図ります。また、より良い環境の整備に向け、施設設備の新設・更新や備品の購入等を検討します。	こども子育て課	A	子育て支援の拠点として各種イベントを実施し、子育て世帯の支援を実施した。R7年度は過去最多となる32,379名の利用者数となり、地域子育て支援拠点として認知度が高まっていると思われる。	子育て支援センター職員の処遇改善や、事業の統合や見直しについて議論を進める。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	19	子育て講座の開催	子育て講座などを開催し、子育てについての正しい知識の修得、子育て家庭の養育力の向上を図ります。子育て支援センターのイベントとして、管理栄養士・助産師等を講師とした学習会や、同じ境遇の方を対象とした交流の機会を設け、子育ての悩みや体験談などを話し合い、不安の解消につながるよう支援します。	健康づくり課 こども子育て課	A	パパママ学級:年4コース12回 延131人 ママのためのととのうルーム:年12回 延97人 7か月児すくすく教室:年12回 128人 2歳3か月児のびのび教室:年11回 138人	令和8年度から、パパママ学級をプレイファミリー教室、ママのためのととのうルームをベビーマッサージ教室へ内容を変更し実施する。
3	(1)	20	ブックスタート事業、セカンドブック事業	7か月児のすくすく教室及び3歳児健康診査において、図書館司書による読み聞かせや絵本の配布を行い、絵本の大切さや絵本を通じて親子で触れ合うきっかけづくりについて伝えていきます。	健康づくり課 教育課	A	ブックススタート事業(7か月児すくすく教室:年12回 128人 セカンドブック事業(3歳児健診:年12回 163人) 各事業で絵本を1冊プレゼントし、図書館司書による読み聞かせを実施した。	ブックスタート事業は今後も継続。セカンドブック事業についてはR7年度で終了。
3	(1)	21	絵本読み聞かせ教室	子育て支援センターや保育所等において、図書館司書による絵本などの読み聞かせを定期的に実施し、親子のコミュニケーションの場を提供します。	教育課	A	保健センターでの生後8か月の乳幼児を対象としたすくすく教室での読み聞かせのほか、幼児から小学生を対象としたおはなし会・折り紙教室、子育て支援センターでの図書館司書シアターの開催など、乳幼児期から本に触れ、親子のコミュニケーションを深める各種事業を実施しました。	引き続き、関係機関と連携しながら実施していく。
3	(1)	22	食育の推進	「荏崎市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、乳幼児期・学童期・思春期等の各ライフステージにあわせて、バランスの取れた食事や共食の推進に取り組めます。	健康づくり課 こども子育て課 教育課	A	乳幼児健康診査、教室を通してバランスの取れた食事や共食について集団指導を実施している。公立保育園で給食だよりの発行や園内食育活動を通して、乳幼児期における食育を推進している。	引き続き実施していく。
3	(1)	23	児童センターの運営	児童の健全な育成を図れるよう、荏崎・北東・北西・甘利の各児童センターにおいて、学校の放課後等の適切な遊びと生活の場を提供します。また、より良い環境の整備に向け、施設設備の新設・更新や備品の購入等を検討します。	こども子育て課	A	荏崎・北西・甘利児童センターの遊戲室にエアコンを設置したことで夏場でも安全に遊戲室活動が可能となった	引き続き、より良い環境の整備に努める。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	24	放課後子どもプラン推進事業	穂坂小学校児童の放課後等における安全及び居場所の確保を図るため、「放課後子ども教室」を開設します。	教育課	A	穂坂小学校在籍児童のほとんどが利用し、放課後の安全及び居場所の確保に 取り組み、季節毎のイベント等でも子どもたちの成長・思い出につながるような催し を実施した。	引き続き児童の安全及び居場所の確保の ため、放課後子ども教室を開設する。
3	(1)	25	放課後児童クラブ と放課後子ども教 室の連携	児童の健全な育成が図れるよう、荏崎・北東・北西・甘利 の各児童センターにおいて、「放課後児童クラブ」を開設し ます。 穂坂小・学校の「放課後子ども教室」と、必要に応じて連携 を図り、適切な遊びと生活の場を提供します。	こども子育て課 教育課	B	「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」において合同会議を実施して連携強 化を実施	引き続き、継続実施していく。
3	(1)	26	父子健康手帳(父 親の子育て意識の 醸成)	母子健康手帳交付時にあわせ、父親に対し積極的な育児 参加を促すため父子健康手帳を交付します。また、パパマ マ学級を通して、子育てに関する知識や情報の提供を行 い、父親と母親が協力して育児や家事を行うための意識 醸成に努めます。	健康づくり課	A	父子健康手帳交付:124冊 パパママ学級への父親参加:延44名	父子健康手帳の交付に加え、プレファミ リ-教室での育児知識の普及や父親向け のベビーマッサージ教室を実施していく。
3	(1)	27	男女共同参画社会 づくり事業	「荏崎市男女共同参画推進計画」に基づき、すべての人が 家事・育児に参加できるよう男女共同参画の啓発及び推 進活動を行います。また、様々な分野での男女共同 参画社会の実現に向けた推進施策について検討します。	財務政策課	A	武田の里ライフカレッジにおいて、アンコンジャスバイアス(無意識の偏見)に関 する講師を招き、多くの市民が男女共同参画について幅広い層への啓発に取り 組んでいる。また、市民アンケートを実施し、現状の把握に努めた。 ・男女共同参画に関するアンケート調査実施(～9/26) ・18歳以上の1,000人に送付し、507人から回答 ・「無意識の偏見(アンコンジャスバイアス)」を探索しよう！」 講師: ㈱アパシヨナータ 代表 パウ・スックチャ 氏	今後も広報や啓発活動を通して、市民同 知度、理解度を高め、全ての人が自分ら しく暮らせるまちづくりに取り組む。
3	(1)	28	パートナーシップ・ ファミリーシップ 制度	「荏崎市男女共同参画推進計画」に基づき、互いを人生の パートナーまたはファミリーとして尊重し、日常生活にお いて相互に支え合う「パートナーシップ関係」「ファミリ シップ関係」の方が、安心して自分らしく暮らしていける よう、市ができる限りの応援をします。	財務政策課	A		制度を活用できる分野を広げられいか 関係部署と連携しながら検討を行う。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	29	相談体制の周知と 充実	子育てに関する各種相談窓口や支援内容について、市広報やホームページ・SNS等で周知し、それぞれの相談者が必要な支援を受けられるよう連携を図ります。	健康づくり課 こども子育て課 福祉課 教育課	A	令和7年4月：こども家庭センター開設(母子保健機能・健康づくり課保健指導担当、児童福祉機能：こども子育て課こども相談担当)市ホームページにて相談窓口の周知を実施	引き続き、継続実施していく。
3	(1)	30	子育て応援アプリ	妊娠前から子育て期にある父親や母親が気軽に活用できる子育て情報やお知らせの掲載、予防接種スケジュールなどの配信を行います。	健康づくり課	C	R8.3.31 アプリ登録数 802人 プッシュ通知・お知らせ通知等を利用して情報を発信した。	R8.3.31でアプリ利用終了。事業廃止。
3	(1)	31	子育てガイドブック	10～20代を中心とする若い世代が、市の子育て施策や各種手続きについて当事者目線で取材を行い、子育てのルールズであるミスのつばや、地域ぐるみで子育て支援に取り組んでいる現状等を紹介する子育てガイドの冊子を配布します。	こども子育て課	B	作成・配布は未実施であるが、ホームページ上での電子データの公開を行った。	R9年度改訂 予定。
3	(1)	32	ホームページ等による情報提供(に らさき子育てガイド、にら★ちび Instagram)	市ホームページの子育て関連情報を「にらさき子育てガイド」としてまとめ、届出、健診、手当助成、教育・保育、イベント、施設、相談先、医療などの概要を紹介しています。その他、子育て支援センターのホームページやInstagramなどを通じて、常に最新の情報を提供します。また、移住・定住ポータルサイトを刷新する際に、「子育て施策」に特化したページをつくり、子育て情報の周知を図ります。	デジタル戦略課 こども子育て課 健康づくり課	B	にら★ちびにおけるイベントのPRIにおいては、特にInstagramの投稿を増加させ、情報の発信を行った。特にInstagramの投稿を増加させ、ホームページ上で子育てガイドの電子データの公開を行った。	Instagramが子育て世代の利用が最も多いツールであることから、引き続き活用の拡大を検討する。
3	(1)	33	子育て支援ネットワークづくり	子育てサークルの育成や支援に加え、スマートフォンやタブレット等を情報共有のツールとして有効に活用した子育て支援のネットワークづくりを推進します。	こども子育て課	B	利用者支援事業における各種相談、にらぐるみやファミリーサポート事業など、子育て支援のネットワークづくりに寄与する事業を実施。Instagram等を活用し情報の発信を行った。	引き続きSNSを利用しない方への対応も検討し、ネットワークづくりを推進する。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(1)	34	お口の健康フェスタ事業	歯や口腔の健康づくりの啓発事業として、歯科医師会などの関連機関と連携し、歯科健診や相談、スタンブラリー等を行う「お口の健康フェスタ」を開催します。	健康づくり課	A	(保健福祉センター改修に伴う代替事業) 歯科医師会協力による「口腔発達研修会」を実施。 実施回数: 6回 実施場所: 各園、子育て支援センターにらちび、保健福祉センター、藤井公民館 講師: 歯科医師会会長、市川 寛子氏 対象者: 市内保育園・幼稚園(保育士・管理栄養士・栄養士・調理師等)・歯科関係者等 参加者数: 141名	R8年度は歯科医師会と連携してお口の健康フェスタを実施。
(2)教育・保育環境の充実								
3	(2)	1	(保育)事業者等への支援	現行の子ども・子育て支援制度に沿って事業者が円滑に事業を提供できるよう、関係構築や体制整備を図るとともに、各施設・事業の類型に従った給付による財政支援を行います。	こども子育て課	A	目まぐるしく変化する制度等への対応について、事業者の負担感が少なくなるよう努めるとともに、適正な財政支援を実施した。	引き続き、事業者との連携を図りながら適正な給付を行っていく。
3	(2)	2	主体的保育の推進	子ども達が遊びや行動についてやりたいことを自分で見つけ、方法を考えながら達成する「子ども主体の保育」について、研究と実践を進めます。	こども子育て課	A	職員が、市内の保育教育施設6園に見学に行ったり、各園においても、職員による研修や研究、実践を進めている。	主体的保育の実現に向けて研修や研究、実践を推進していく。
3	(2)	3	就学前教育・保育施設の環境整備	子ども達のより良い学びや育ちを支援するため、施設設備の新設や更新、備品の購入を検討し環境の整備に努めます。	こども子育て課	A	就学前教育・保育施設整備金を活用し、防犯対策のためのメッシュフェンスを設置した。(キツキ)	子どもたちが学び育つ市内施設等がより良い環境を持続していただけるよう、計画的な整備・支援を行っていく。
3	(2)	4	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	就労要件を問わずに月一定時間の枠内で保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」について、制度の本格実施を見据え、受け皿となる環境づくりを行います。	こども子育て課	A	事業開始に必要な法令の整備を行ったほか、私立4園(すみれ・荏崎保育園、山梨英和ダグラスこども園、荏崎カトリック白百合幼稚園、キツキ)がR8.4月から実施の意向を示したため個別協議を行い事業の認可等を行った。	実施事業者と連携を密にし、ニーズを踏まえる中で適切な事業運営に努める。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(2)	5	おむつのサブスク	保育施設における紙おむつについて、おむつのサブスクサービスを導入し、保護者の負担軽減とあわせて災害時の利活用も図ります。	こども子育て課	A	公立2園導入済み 利用率 57.1%(R8.7.1現在)	保護者ニーズを踏まえ、継続して実施していく。
3	(2)	6	延長保育事業	保育認定を受けたお子さんについて、通常の利用日や利用時間以外の時間について保育を実施します。	こども子育て課	A	保護者の就労等により通常保育時間(主に短時間認定)を超える保育ニーズに対応するため、事業を継続して実施することで安心して就労できる環境の確保に努めた。 (実施施設：市内保育所3か所、認定こども園2か所)	保護者ニーズを踏まえ、継続して実施していく。
3	(2)	7	一時預かり事業	パート勤務、病気、冠婚葬祭、リフレッシュほか一時的にお子さんをご家庭で保育できない場合に、どなたでもご利用いただける一時預かり事業を、保育所と子育て支援センターで実施します。	こども子育て課	A	保護者の就労や傷病、リフレッシュ等による一時的な保育ニーズに対応するため、実施施設において事業を継続して実施した。 また、令和8年4月から新たに認定こども園1園(山梨英和ダグラスこども園)で事業を開始するための認可を行い、一時預かりの受入体制を拡充した。 (実施施設：市内保育所3か所、認定こども園1か所、子育て支援センター、認可外保育施設1か所)	令和8年度に開始したこども園でも誰でも通園制度との役割分担を整理し、利用者に分かりやすい制度周知を行う。
3	(2)	8	病児・病後児保育事業	病気または回復期にある児童で、家庭での保育が困難な場合に、市立病院内にある病児・病後児保育所「スマイル」でお預かりします。	こども子育て課	A	保育施設や学校に通う子どもが、病気等で集団保育ができない場合に、市立病院内病児病後児保育所「スマイル」において、病児保育を行った。 利用者数：297人	今後も継続して、実施していく。
3	(2)	9	ケース会議	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、教育委員会、保健福祉担当者等によって構成されるケース会議を開催し、関係機関との幼児教育・保育、学校教育に関する情報提供、交換を行い、子ども達が安心して過ごせる環境づくりに努めます。	こども子育て課 健康づくり課 教育課	A	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、教育委員会、保健福祉担当者等によって構成されるケース会議を状況に応じて開催した。	今後も継続して実施していく。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本目標	施策の方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(2)	10	学校給食による食育の推進	子どもの望ましい食習慣の定着に向け、学校給食を通じて「食」の重要性を知らせるとともに、教科と連携した食育を継続的に進め、栄養・食生活に関する意識や食行動の改善の取り組みを進めます。	教育課	A	地元農家や生産者と連携をとりながら、引き続き事業を実施していく。	地元農家や生産者と連携をとりながら、引き続き事業を実施していく。
3	(2)	11	ファミリー・サポート・センター事業 (子育ての相互援助活動)	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、互いに子育てをささえ合う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。	子ども子育て課	A	「おねがい会員」(子育てを援助してほしい人)のニーズに応えられるよう、「まかせて会員」(子育てを援助したい人)の確保に努める。 R7年度 まかせて会員 46名 おねがい会員 504名	今後も継続して、安全強化の確保を行う。
3	(2)	12	ALT配置・英語検定補助	ALT配置を行い、生きた英語に数多く触れ、英語学習への意欲・関心を高め、聞く・話すといった基礎的なコミュニケーション能力を図ります。中学生の英語検定料補助を行い、生徒の学力の水準や学習に対する意欲向上と、保護者の経済的負担軽減を図ります。	教育課	A	市内中学校へ2名及び市内小学校へ2名計4名のALT配置を実施。生きた英語に触れることで英語学習への意欲・関心を高め、聞く・話すといった基礎的なコミュニケーション能力の向上が図れた。 英語検定料補助についても前年度より申請者数が増加し、生徒の学力の水準や学習に対する意欲向上と、保護者の経済的負担軽減を図ることができた。	引き続き、ALTを配置し英語学習に対する意欲や能力の向上に努めていく。
3	(2)	13	心の教育推進事業	昔話や伝記等の物語を通して、児童の心の安定、豊かさを目指して、乳児から小学校低学年の児童を対象に、絵本の読み聞かせをはじめとした「おはなし会」等を開催します。	教育課	A	ボランティアと協力し幼少期から小学校低学年を対象に毎月1回おはなし会を開催し、乳幼児健診では読み聞かせや本の選定アドバイスも行いました。また、月2回子育て支援センターに司書が直接訪問し読み聞かせを行うなど、幼少期の読み聞かせを通じ、言語能力、思考力及び豊かな感性を育むことができた。	引き続き、幼少期からの本に触れる機会を提供し、読書の楽しさを体感させることで生涯にわたる読書習慣の形成を目指していく。
3	(2)	14	学校における子ども読書活動の推進	「荏崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、市内の小・中学校・高等学校において、ほぼすべての学校で朝の会(ホームルーム)の前後や、お昼の清掃後の時間を使い、10分程度の読書の時間を設定して本にふれあう機会を設けます。また、学校図書館の整備、読書活動として、学校司書を中心に、サポート体制の充実にも努めます。	教育課	A	小中学校において、曜日を決めて、朝の会の前後や、お昼の清掃後の時間を使い、読書の時間を設定して本にふれあっている。また、小中学校では、学校司書が中心となり、図書委員会の児童生徒と共に工夫しながら、読書活動の推進に取り組んでいる。	教職員の働き方改革に伴う新日課を考慮するなかで、引き続き、学校司書が中心とした読書活動の推進に努める。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本目標	施策の方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(2)	15	体験活動の推進	キャリア教育の一環として、中学生が仕事を通じて自分の新たな可能性に気付くきっかけとなることを目指し、市内の事業所と連携した職場体験学習を実施し、保育所や子育て支援センター等を職場体験の場として提供することで、幼児の世話を通して子育ての重要性を学ぶ機会を設けます。また、各学校において、地域の人材を講師として活用するなど、体験的な学習の充実に努めます。	教育課 子ども子育て課	A	中学2年生が、市内の事業所や保育所、子育て支援センター等で、職場体験学習を行い、自分の将来や自らの生き方について考えを深めることができた。また、総合的な学習の時間や道徳の授業等で、地域の方に、協力をしてもらい、学習を進めることができた。	引き続き、市内の事業所や保育所、子育て支援センター等と連携して、中学2年生を対象に職場体験学習を行う。また、小中学校の学校運営協議会の中でも、地域人材の確保と活用について話題に挙げ、体験的な学習の充実に努めていく。
3	(2)	16	有書図書等追放・撲滅運動(立ち入り調査の実施)	有書図書等の販売に子どもが容易にふれることがないよう、商業施設等に協力を依頼するとともに、「全国青少年健全育成強調月間」にあわせてパトロール、立ち入り調査等を実施します。また、ライフガードン敷地内でのチラシの配布等を通して、啓発を行います。	教育課	B	市内の書店・コンビニエンスストア等への有書図書類の自動販売機の立ち入り、パトロールを実施しました。市内ショッピングセンター前では「有書図書等自動販売機の追放運動のチラシ等」を配布し街頭啓蒙活動を行いました。有書図書自動販売機は昨年の調査時から1台減少することができました。	引き続き、調査・調査・啓発活動を行う。
3	(2)	17	青少年育成推進員	青少年の健全育成と非行防止を目的に、地域への青少年育成運動の普及や、望ましい環境づくりに取り組む青少年育成推進員の活動を支援します。また、定期的に育成会の会議を開催し、講師を招いての研修を実施します。	教育課	B	青少年育成推進員連絡協議会において、市内ショッピングセンター前で「声かけあいだつ運動」および「有書図書等自動販売機の追放運動」として街頭啓蒙活動を実施しました。また、「荏崎市子どもたちの権利に関する条例」制定を受け、荏崎市子ども・子育て会議の委員を講師に招いた青少年教育研修会を開催しました。青少年育成推進員連絡協議会を年3回開催し、地域の情報交換を行い、青少年の健全育成と非行防止の推進に努めました。	子どもたちを取り巻く課題が複雑化する中、地域の指導者、育成推進委員等の研修会への参加率の向上を図っていく。
3	(2)	18	子ども体力元気アップ事業	子どもたちの運動不足解消を目的とした各種スポーツ大会等を開催し、スポーツをすることの楽しさ、重要性を啓発します。また、市内のスポーツ少年団の活動を支援し、団体への参加を促進します。	教育課	A	スポーツ庁により、各学校において体力測定を実施した。スポーツ少年団においては、地域の奉仕活動や団員募集の補助を行い、体力アップ・技術力アップのための体力測定会や、指導者の育成支援を実施した。	情報化社会の進展や社会的背景の変化によるスポーツに取り組む個々の意識の低下を防ぐために、子どもに様々なスポーツを経験機会の創出を図っていく。
3	(2)	19	部活動の地域連携・地域移行	学校部活動について、子ども達が将来にわたるスポーツ・文化芸術活動等に頼り続ける機会を確保するため、「荏崎市立中学校部活動地域移行協議会」を設置し、休日の部活動を地域へ移行するための協議を行います。	教育課	B	昨年10月から開始している東中学校運動部の地域クラブ活動を継続するとともに、文化部でも活動を開始した。11月からは西中学校の運動及び文化部でも活動を開始した。	クラブごとの特性や要望に応じて東西中合同の地域クラブ活動を検討していく。地域の指導者を確保して持続的な地域クラブ運営を図っていく。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(2)	20	安心して外出できる環境の整備	妊婦や子ども連れの家族が安心して外出できるよう、市内公共施設等改修計画時に、ベビーカーや車椅子が通れるスロープ、手すり、多目的トイレ等の設置を行い、「ハリアフリーー」や「ユニバーサルデザイン」に配慮します。	建設課 宮緒住宅課	B	事業・特定の事業にかかる施策ではない 施策実施状況:施設整備が発生する事業に対して適切な整備となるように改修計画を実施 成果:R7年度「保健福祉センター大規模改修」にて子どもトイレの新設など環境整備を行った。	今後、計画される施設整備計画へ施策概要が反映されるよう検討する。
3	(2)	21	安全な道路交通環境整備	「荏崎市道路整備計画」に基づき、道路ネットワークの強化による防犯道路の渋滞解消を目指すとともに、通学路や主要生活道路の安全性確保に努めるほか、ベビーカーや車椅子が安全に通れるよう、道路の歩道部分の拡充整備や、段差の解消等の実施を検討します。	建設課	A	国道20号の4車線化について、国への要望活動を実施し、市内の道路状況等を伝え、早期事業化を切望する声を届ける事ができた。 また、通学路や主要生活道路については、地区要望や通学路安全推進会議等の意見を参考とし、安全性確保のための補修工事を順次実施することができた。	国道20号の4車線化については、引き続き、国と県、市の検討会を実施するとともに、国への要望活動を継続していく。 また、通学路や主要生活道路については、安全性を確保するための整備に努めていくが、市で管理する道路施設の老朽化も進行していくため、財源の確保が課題となっていく事が予想される。
3	(2)	22	公共交通サービスの維持確保	「荏崎市地域公共交通計画」に基づき、市民バス路線便数等の見直しや運賃の割引を実施し、通学等で利用する子どもにとって利便性の高い公共交通の維持に努めます。	財務政策課	A	市民バス体育館線の運行開始により、東京エレクトロン荏崎アリーナ（荏崎中央体育館）への子どもたちの移動が容易となった。	子どもの登下校時間及び渋滞の発生状況を適切に把握し、利便性の高いバスの運行時刻を設定する。
3	(2)	23	防犯ベル配付	児童の登下校の安全確保のため、小学校入学時に防犯ベルの配付を行います。	教育課	A	令和8年度入学する市内小学生全員へ防犯ベルの配布を実施。	児童の安全確保のため引き続き配布を行う。
3	(2)	24	LED防犯灯の更新と防犯設備の整備	設置後から数年が経過したLED防犯灯の取り換えを計画的に行います。	総務課 こども子育て課 教育課	A	防犯灯の耐用年数が経過し、器具照度の低下や不点灯となることに備え、予算の範囲内で63基分の防犯灯を購入し、地区要望や不点灯箇所の点検から22基の取替を実施した。	点灯不良箇所の要望に対して、速やかに対応していく。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(2)	25	子育て施設における安全確保の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等において、危機管理マニュアルに基づいた職員、学校警備員の迅速な対応と子どもたちへの指導を徹底します。 あわせて、スクールガードリーダー、スクールガードボランティアへの定期的な研修指導を実施します。	こども子育て課 教育課	A	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等において、危機管理マニュアルに基づいた避難訓練や防犯訓練を実施しました。 スクールガードリーダー、スクールガードボランティアへの研修を受講、実施し、学校やスクールガードリーダー、市教委との情報共有を随時行い安全確保に努めることができました。	今後も継続して、安全強化の確保を行う。
3	(2)	26	重点的な見守りの継続	警察、学校、スクールガードボランティアと連携し、不審者 出沒箇所のパトロールを青色パトロールカーにより重点的に実施します。	総務課 教育課	A	教育課 総務課と連携し、スクールガードリーダーによる青色パトロールカーによる巡回を実施。また、各小中学校においてスクールガードボランティア、学校、警察による見守り活動を実施した。	不審者出沒地域について重点的な見守りを継続する。
3	(2)	27	緊急避難場所整備事業(子ども110番の家)	「子ども110番の家」の緊急避難場所について、地域の 実情にあわせて、日中確実に在宅者のある個人宅や商店 へ協力を求め、避難場所の充実を図ります。	教育課	A	引き続き、学校とPTAが連携して、子ども110番の家の協力を求め、避難場所の充 実を図っていく。	
3	(2)	28	教師やPTAによる街頭指導の実施	児童・生徒が犯罪に巻き込まれることを未然に防止する ために、放課後や休日等に学校・PTA・地域で連携して街 頭指導を繁華街等で実施します。	教育課	A	学校が放課後や休日等に街頭指導をすることは、文部科学省が出している「学校・教師が担う業務に係る3分間」の中の、「学校以外が担うべき業務」にあたる ので、今後は、保護者や地域、警察などと連携して、地域の子どもたちを守る体 制づくりが必要と考える。	学校が放課後や休日等に街頭指導をする ことは、文部科学省が出している「学校・ 教師が担う業務に係る6分間」の中の、 「学校以外が担うべき業務」にあたるの で、今後は、保護者や地域、警察などと連 携する青少年健全育成活動としての実施 を検討する。
3	(2)	29	学区内危険箇所の確認	児童・生徒が普段から利用する通学路や学区内にある危 険箇所を把握し、日頃の安全に対する意識を高めていざ ます。また、学校からの、学区内危険箇所の改善要望を聞 き、関係団体等と連携した対応を検討していきます。	教育課	A	各学校において危険箇所を調査して、学校やPTA代表、道路管理者、警察など の関係者で構成する「通学路交通安全会議」において対応策を協議し、各担当、 関係部署により対応できる箇所については対応実施済み。	引き続き、各関係機関と連携して、児童・ 生徒が安心して通学できるように通学路 の安全確保に取り組む。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(2)	30	関係団体との連携による防火・防犯パトロールの強化	消防・消防団と警察の連携による防火・防犯パトロール等の啓蒙活動や、スクールガードを同乗させた青色防犯パトロールカーによる登下校時を中心とした巡回を実施します。	総務課 教育課	A	消防・消防団と警察の連携による防火・防犯パトロール等の啓蒙活動や、スクールガードを同乗させた青色防犯パトロールカーによる登下校時を中心とした巡回を継続実施した。	引き続き、消防、警察との連携、青色パトロールカーを活用した防犯活動を継続し、クマ対策等新たな防犯上の脅威に対しても、府政課や関係課と連携して対応していく。
3	(2)	31	不審者情報等の発信	不審者など、緊急性の高い事案が発生した際には、荏崎市内に設置した防災行政無線により、情報提供を行い、注意喚起と呼びかけを行います。また、防災防犯メールマガジンやにらさき防災・行政ナビ(防災アプリ)を活用して周知を図ります。また、児童・生徒の保護者向けにも登録制メールで周知します。	総務課 教育課	A	甲斐警察署生活安全課や山梨県民生活課からの不審者情報や庁内各課からの要請に対して、機動的かつ積極的に防災行政無線、防災アプリを活用し、市民に周知、注意喚起を行うことができた。	引き続き、機動的な体制が取れるよう、関係課、関係機関と連携していく。
3	(2)	32	母子健康教育事業(事故予防啓発)	新生児訪問、乳幼児健康診査や教室において、事故予防の重要性和予防方法、緊急時の対応について啓発を行います。	健康づくり課	A	乳幼児全戸訪問:112件 4か月児健診:年11回 120人 4か月児健診にて事故予防の集団講義を実施している。乳幼児全戸訪問や乳幼児健診等で個別に事故予防について啓発している。	不慮の事故を予防するため、今後も資料配布とその説明を継続する。
3	(2)	33	交通事故防止対策	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体、民間団体等との連携・協力体制の強化を図ることや、総合的な交通事故防止対策を推進します。チャイルドシート・シートベルトの正しい使用や着用徹底に向けた啓発を行うとともに、街頭指導を通じてドライバーや歩行者の交通安全意識の向上を促進します。	総務課	A	市内各保育園幼稚園交通安全教室 6月4日～25日 延べ690人参加 チャイルドシート貸し出し件数: 60件(保有台数7台)	第12期荏崎市交通安全計画に、こどもの事故数の統計を入れ、計画上の位置づけを明確化し、引き続き交通安全思想の普及やチャイルドシート着用の推進等の施策を継続する。
(3)子育て世帯への経済的支援								
3	(3)	1	荏崎市不妊症対策支援事業	一般不妊治療、特定不妊治療に対して、1年度につき20万円を限度とし、通算5年の助成を行います。男性不妊治療は、1年度につき5万円を限度とし、通算5年の助成を行います。	健康づくり課	A	R7年度の助成は29件・4,242,097円。 内訳・特定不妊治療 20件・3,416,027円 一般不妊治療 9件・826,070円 R7年度から県外の医療機関での治療に対して交通費を定額助成。 2件・60,000円を助成した。	助成した29件のうち13件で妊娠が確認された。今後も事業継続し、妊娠を希望する家族への金銭的支援をしていく。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(3)	2	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付事業	妊娠期から妊産婦等により寄り添い、妊婦やその配偶者等に必要に応じて、面談等により情報提供や相談等を行うとともに、必要な支援につなぐ併走型支援を行います。 あわせて、計10万円の妊婦支援給付金を支給し、妊婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康づくり課	A	母子健康手帳交付時の面接・妊娠7-8か月に電話連絡・乳児全戸訪問時の面接を実施。母子健康手帳交付時に5万円の申請、乳児全戸訪問時に胎児の数×5万円の申請を受け付けている。また、流産・死産の場合でも同様に給付している。	R8年度より妊娠8か月の妊婦を対象に訪問を実施予定。妊婦訪問時に2回目の給付金申請を案内予定。
3	(3)	3	荏崎市多子世帯心算事業(利用料・給食費の無償化)	国の制度で対象とならない多子世帯等の子どもの利用者負担(利用料・給食費)を市独自で免除して、保護者負担の軽減を図ります。	こども子育て課	A	年齢に関わらず世帯の第2子以降の保育料及び給食費を無償とすることで保護者の負担軽減を行った。 市独自の無償化の割合 41.8%(R8.3月)	子育てを長い期間と捉え、必要な時期に必要な支援が届くよう、全庁的に子育て支援施策を検討していく必要がある。
3	(3)	4	出生お祝い品	出生のお祝いとして記念品を配布します。	健康づくり課	E	市独自の無償化の割合 41.8%(R7.9月)	産後ケア等のサービスを充実していく。
3	(3)	5	児童手当	子育てにかかる費用の一部を軽減させるため、子どもが満18歳に達した最初の3月31日までの間、当該手当を支給します。	こども子育て課	A	当該児童を養育する対象者へ児童手当の支給を行った。 R8.3末時点受給者数:1,830人	今後とも引続き対象者への支給を実施していく。
3	(3)	6	子ども医療費助成事業	医療費に係る経済的負担を軽減するため、満18歳に達した最初の3月31日までの子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	こども子育て課	A	対象者へ医療費助成を行った。 R8.3末時点対象者数:3,294人	今後とも引続き対象者への助成を実施していく。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(3)	7	子育て短期支援事業	一時的に家庭において、養育困難となった子どもの生活を確保するため、児童福祉施設を利用する際の費用を助成します。	こども子育て課	A	一時的に養育が困難となった場合、児童福祉施設(契約3施設)において一定期間、養育・保護を行った。 ・令和7年度…3件(6泊)	利用の長期化が想定されるケースにおいては児童相談所と協議しながら一時保護の利用も検討していくが、今後もニーズに応じたサービス提供ができるよう支援していく。
3	(3)	8	チャイルドシートの貸出し	県省等により臨時的に必要な場合に、乳幼児の安全確保のためチャイルドシートの貸し出しを行うほか、レンタル事業者の情報等を提供します。	総務課	B	乳児用ベッド25台、幼児用シート31台分の貸出を行った。	子育て施策と連携した周知方法や現実にあった貸出シートの検討を継続する。
3	(3)	9	ファミリー・サポート支援事業	保護者の個々のニーズに対応できる育児支援サービスを提供する「ファミリー・サポート・センター」の利用促進のため、利用料を助成します。	こども子育て課	A	子育て支援センター、市HP等で助成金の周知を行い、制度普及に努めた。 助成金申請件数:210件 助成金額:617,550円	引き続き、継続実施していく。
3	(3)	10	病児・病後児保育の利用料軽減	病児・病後児保育所の利用料について助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども子育て課	A	令和6年度から継続して利用料の軽減を行った。	引き続き、継続実施していく。
3	(3)	11	新入学児童祝品等支給事業	新入学児童の保護者に入学期祝品(通学カバン)もしくは入学祝金を支給します。	教育課	A	電子申請により受付を行い、祝品(ワンバック)76名、祝金81名に支給を行った。	今後の物価高騰等により、通学カバンの購入金額が祝いの金と差が大きくなる可能性があげられる。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(3)	12	小・中学校給食費 無償化(第2子以降)	多子世帯における保護者の経済的負担軽減のため、荏崎市立学校に在籍する第2子以降の学校給食費を無償化します。	教育課	A	令和7年1月以降、すべての児童生徒を対象に無償化を実施している。	引き続き無償化を実施していく。
3	(3)	13	小学校バス通学補助事業・中学校遠距離通学費補助事業	通学に係る経済的負担を軽減するため通学費の一部を助成します。	教育課	A	引き続き通学費の助成を行っていく。	引き続き通学費の助成を行っていく。
3	(3)	14	中学校自転車通学用ヘルメット購入助成	通学に係る経済的負担を軽減するため、中学生の自転車通学用のヘルメット購入費を助成します。	教育課	A	申請のあった市内の中学校に通う生徒へヘルメット購入にかかる補助金の助成を実施した。 R8年度補助の申請を電子申請にて行い、保護者の負担軽減が図れた。	引き続き電子申請によるヘルメット購入の助成を行っていく。
3	(3)	15	市民バスこども割引	小・中・高校生の通学利用の利便性向上と利用促進を図るため、小児・中学生・高校生割引を実施します。	財務政策課	A	市民バスは、全路線において小児(小学生以下)・中学生・高校生割引を実施していることに加え、県が主催している小学生バス無料デーに荏崎市も参加しており、学生の利用促進を図っている。	小児(小学生以下)・中学生・高校生割引及び小学生バス無料デーの実施について周知を徹底し、一層の利用促進に努める。
3	(3)	16	高校進学者への支援(山梨県)	県では、修学の意思のある私立高校生等が安心して勉学に打ち込めるように、各種の支援制度を設けています。 (1)高等学校等入学準備サポート事業給付金(私立) (2)奨学金給付金(私立) (3)高等学校等就学支援金(私立) (4)山梨県私立高等学校等授業料減免事業費補助金(第3子以降) (5)学び直し支援金(私立)	山梨県		左記のとおり	継続実施

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(3)	17	育英奨学金	経済的理由により大学等への修学困難な学生を支援するため、奨学金を無利子で貸付をする。	教育課	A	27名の奨学生に対して貸付を行った。奨学生の金銭的な困難による退学や就学継続不可能となることはなかった。	引き続き就学困難な学生を支援するため貸付を行っていく。
3	(3)	18	奨学金返還支援	市内に住み、働きながら奨学金を返還する就労初期の方を対象に奨学金の返還を支援します。(※要件あり)	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	A	申請者 :57人 交付決定 :56人(66件) 不交付決定: 1人 本市への定住促進と就労初期の経済的負担の軽減を図ることができた。	引き続き、ホームページ、SNS及び相談会等で周知を図る。
3	(3)	19	地方就職学生支援	東京23区内の大学を卒業後、本市に住み、県内の企業に就職予定の方を対象に、就職活動にかかった経費1回分の半額を補助します。(※要件あり)	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	D	交付決定:0人(申請者:0人) 本市への移住・定住促進のため、本事業を実施しているが、申請者はいなかった。	引き続き、支援対象となる方に情報が届くようホームページやSNS等を通じたの広報活動を実施するとともに、商工会を通じて会員企業にチラシを配布する。
3	(3)	20	鉄道利用通学者支援補助金	市内に居住し電車を利用して県外大学などへ通学する学生に対し、定期券購入費用の一部を補助します。	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	A	交付決定:11人(申請者:11人) 大学等への進学を契機とした転出の抑制及び定住の促進を図ることができた。	引き続き、ホームページ、SNS及び相談会等で周知を図る。
(4)仕事と子育ての両立支援								
3	(4)	1	女性活躍企業応援事業	女性の活躍推進や職場環境改善実現に向け、女性活躍企業認定(えるほい、くるみん、えるみん)の取得を目指す企業を支援します。	商工観光課	B	市内企業2社が山梨えるみんの認定を取得し、奨励金を支給した。	国の認定は特にハードルが高く、取得企業数がなかなか伸びない。 申請への動機づけとなるよう、令和8年度より社労士派遣にかかる助成内容の拡充を図った。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本目標	施策の方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(4)	2	男性の育児休業取得促進事業	男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業制度を利用する男性労働者及び企業を支援します。	商工観光課	E	個人への支給:23件 事業主への支給:2件 2週間程度の短期休暇から半年、1年など長期休暇を取得する方も複数いました。	結婚及び出産後も就労継続を希望する女性の増加とともに、男性の育児休業制度を設ける企業も増え、男女問わず育児休業を取得することが普及していることから、本奨励金の当初の目的であった男性の育児休業制度の活用推進としての役割は十分に果たしたと判断し、令和7年度末で事業は終了とした。
3	(4)	3	子育て応援アプリ 【再掲】	妊娠期から子育て期にある父親や母親が気軽に活用できる子育て情報やお知らせの掲載、予防接種スケジュールなどの配信を行います。	健康づくり課	C	R8.3.31 アプリ登録数 802 プッシュ通知・お知らせ通知等を利用して情報を発信した。	R8.3.31でアプリ利用終了。事業廃止。
3	(4)	4	公立保育所・児童クラブへの保護者アプリ導入	保育ICTシステムを導入し、施設と保護者の連絡ツールや出欠状況の確認に保護者用アプリを活用しています。	こども子育て課	A	施設からの連絡のほか、保護者からの連絡もアプリにより行うことができたため、保護者の利便性向上につながった。	引き続き、継続実施していく。
3	(4)	5	公立小・中学校への保護者アプリ等の導入	メールシステムを導入し、保護者への連絡ツールとして活用するほか、Microsoftフォームスによるアンケート調査などICTによる保護者の負担軽減を図ります。	教育課	A	引き続き、ICTによる保護者の負担軽減を図っていく。	引き続き、ICTによる保護者の負担軽減を図っていく。
3	(4)	6	病児・病後児保育 【再掲】	病気の子どもを安心して預けることができるよう病児・病後児保育所を市立病院内に設置し、仕事と子育ての両立を支援します。	こども子育て課	A	保育施設や学校に通う子どもが、病気等で集団保育ができない場合に、市立病院内病児病後児保育所「スマイル」において、病児保育を行った。 利用者数:297人	今後も継続して、実施していく。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
3	(4)	7	病児・病後児保育 の「アプリ」予約	病児・病後児保育所の利用について、スマホからいつでも 利用登録・空き状況の確認、予約申請ができるよう、病児 保育ネット予約サービスを導入し、保護者の利便性の向上 と負担軽減を図ります。	こども子育て課	A	継続して電子予約受付システム「あずかるこちゃん」により受付を行い、利便性 を向上するとともに、継続した周知活動を実施した。	今後も継続して、実施していく。
3	(4)	8	電子申請の推進	いつでもどこでも申請できるように、行政手続きのオンラ イン化を推進します。	デジタル戦略課	A	電子申請手続き数:41件 市全体で41件となり、窓口に来なくても申請や届け出ができる行政手続きが増 加し、子育て世帯の利便性が向上した。	引き続き、多くの行政手続きをオンラインで もできるように努めていく。
4 支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする								
(1)生活困窮世帯への支援								
4	(1)	1	相談時における生 活状況の把握	市で行っている各種の相談事業を活用し、養育環境や世 帯の状況、経済的状況の把握に努めます。 また、各課において貧困を背景とした相談を受けた場合 は、福祉課に情報集約を行い、関係機関と連携し必要な 支援につなげます。	福祉課 こども子育て課 健康づくり課	A	18歳未満の世帯員がいる生活困窮の相談件数 0件(49件中)	相談内容によって一部署だけでは対応が 難しいケースがあるため、課題に応じた横 断的連携が図れる体制作りが必要であ る。
4	(1)	2	学齢期における状 況の把握	全ての子どもが通う学校において、家庭状況をはじめと した、さまざまな情報把握を行い、必要な支援につなげま す。	こども子育て課 福祉課 教育課	A	学校や関係機関と連携し、家庭状況や生活課題の把握に努め、支援が必要な児 童については相談支援や障がい福祉サービスなど必要な支援につなげた。関係 機関との情報共有を通じ、早期把握・早期支援の推進を図ることができた。	今後も継続して、実施していく。
4	(1)	3	地域での相談の一 元化	地域において気になる状況把握した場合には、必ず情 報の一元化の元となる福祉課への連絡を行うよう要請 し、情報が不用意に周囲に漏れない体制づくりを行いま す。	福祉課 こども子育て課	A	市と包括的連携に関する協定を締結している「にららん」において、生活がひつ 迫している親子からの相談があった場合、情報の共有を図り、相互に連携して 必要な支援につなげられるよう対応している。	個人情報に配慮しつつ、子どもの貧困に 関する情報が必要な機関間で共有できる 仕組みづくりが必要である。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
4	(1)	4	相談情報の一元化 と相談体制の確立	相談等で集められた情報は、一元的に管理し相談内容の蓄積を行い、「個人情報保護法」に基づき適切に取り扱うとともに、相談を受ける担当者についても、子どもの貧困に対する理解のための研修に参加し、適切な対応と質の向上に努めます。	福祉課 こども子育て課	A	こども家庭センターにおける相談記録は、外部への情報漏洩を防止するため児童相談システムを導入して、個人情報管理を行っている。子どもの貧困に対する理解については子ども食堂を運営している「にららん」から支援が必要なケースの相談があった場合、直接向いて本人から困りごとの相談に応じている。	個人情報保護の観点から安全な方法による情報管理を継続して行っていく必要がある。また子どもの貧困に対する理解を得るためには担当者が実態把握できよう相談に応じるとともに、最新情報や専門的知識が得られる研修などに積極的に参加する必要がある。
4	(1)	5	情報の共有と各機関へのつなぎ	学校を軸として、子どもや子育て世帯の状況の把握に努め、様々な資源を活用できるよう「学校プラットフォーム」化に向けて、荏崎市の子どもにおける学校の位置付けについて検討します。	こども子育て課 教育課	A	令和6年4月にすべての小中学校へ学校運営協議会を設置した。今後は、社会教育法に基づく地域コーディネーターとの連携について検討する。	今後も継続して、実施していく。
4	(1)	6	支援情報の見える化	市内にある様々な公共施設、地域で活動する各団体や各団体で実施するサービス内容の情報については把握に努め団体との連携を図ります。また、貧困対策にかかわる新しい事業の立ち上げや規模拡大の動向に注視し、子どもの貧困対策として有益な活動に対して支援を検討する等地域資源との結びつきを図ります。	福祉課	A	NPO法人にららんへの食糧支援を継続的に言い、連携した支援を実施した。	今後も地域における支援活動の動向を注視し、有益な活動への支援を検討していく
4	(1)	7	支援情報の発信	公的支援や地域資源の情報について、既存の媒体の活用はもとより、保護者からのニーズが高かった電子媒体やSNSの活用を検討します。	こども子育て課	B	にら★ちびにおけるイベントや利用者支援の周知においては、特にInstagramの投稿を増加させ、情報の発信を行った。	今後も継続して、実施していく。
4	(1)	8	子ども、子育て支援事業	子ども、子育て支援法に基づき、子育て施設に対する支援の仕組みを共有化し、利用料や副食費について保護者の負担軽減を図り、施設への財政支援を行います。	こども子育て課	A	年齢に関わらず世帯の第2子以降の保育料及び給食費を無償とすることで保護者の負担軽減を行った。41.8%(R8.3月) 市独自の無償化の割合	子育てを長い期間と捉え、必要な時期に必要な支援が届くよう、全庁的に子育て支援施策を検討していく必要がある。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
4	(1)	9	就学援助事業	経済的に余裕のない世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の全部または一部を支給します。	教育課	A	引き続き支援が必要な世帯に支援を行っていく。	引き続き支援が必要な世帯に支援を行っていく。
4	(1)	10	学習支援事業	既存の「学習支援事業」について、利用者の意見や課題把握に努め、利用しやすい環境を整備します。また、子どもの学習支援の継続に努めます。	福祉課	A	市民交流センター二コリを会場に、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援を実施した。併せて新中学1年生を対象とする暑期講座を実施し、進学に向けた学習習慣の定着と基礎学力の向上を図った。利用者からの意見・要望の把握に努め、開催方法や実施環境の見直しを行うなど、利用しやすい環境の整備を進めた。	引き続き利用者の意見や課題の把握に努め、開催時間や参加方法を含めた参加しやすい環境の整備を進める。併せて、支援を必要とする子ども・世帯への周知と関係機関からのつながりを強化し、事業の継続的な実施を図る。
4	(1)	11	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮世帯に対し、相談兼就労支援員を配置し、相談及び必要なサービスの提供を実施します。また、支援が必要な子どもや世帯の情報を一元管理し、必要な公的機関や地域資源へのつながりを行います。	福祉課	A	相談兼就労支援員を配置し、生活困窮世帯からの相談に応じるとともに、必要なサービスの提供・調整を行った。支援を要する世帯に対し、庁内関係課・公的機関等との連携により、適切な支援へつなげた。	相談内容の複雑化・多様化に対応するため、関係機関との連携体制の一層の強化を図る。
4	(1)	12	食糧支援事業	子どものいる経済的支援が必要な世帯で、食糧が必要とされる世帯に対して、学校が長期休暇となる期間にあわせて無償で食糧を提供し、世帯把握や相談につなげます。	福祉課 子ども子育て課	A	春・夏・冬の学校長期休業期間に合わせ、経済的支援を必要とする子どものいる世帯に対して食糧を無償で提供した。食糧支援を通じて困窮世帯の状況把握に努め、必要な相談・支援へのつながりを行った。	食糧の提供にとどまらず、把握した世帯の状況に応じて自立相談支援等の他の支援へ確実につなげていく仕組みづくりを検討する。
4	(1)	13	フードドライブ事業	家庭で余っている食品を提供していただき、食品を必要としている生活困窮者や子ども食堂に寄付する「フードドライブ事業」を通年で実施します。	福祉課 子ども子育て課	A	家庭で余っている食品の提供を通年で受け付け、寄付された食品を生活困窮者への食糧支援や子ども食堂へ提供した。市民や事業者への協力の呼びかけにより、必要とする世帯・団体への食品の還元を図った。	寄付された食品の適切な在庫管理を徹底するとともに、安定的な提供体制の確保に向け、協力者及び提供先の拡大を図る。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
4	(1)	14	生活困窮者住居確保給付事業	離職または自営業の廃業により、経済的に困窮し住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し就労機会の確保に向けた支援を行います。	福祉課	A	離職・廃業等により住居を喪失するおそれのある方に対し、相談に応じたうえで、要件に該当する方へ家賃相当額の給付金を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行った。あわせて必要に応じ転居費用等の支援も行い、住居の安定を図った。	事業利用者が減少傾向にあることを踏まえ、制度の周知を図るとともに、相談段階での的確な案内により、必要とする方が確実に制度を利用できるよう努める。
4	(1)	15	生活困窮者向け就労支援	最低限の生活を維持することが困難な方の相談に応じ、ハローワーク等と連携し就労に関する支援を行います。	福祉課 こども子育て課	A	ハローワークとの連携により、最低限の生活の維持が困難な方の相談に応じ、個々の状況に応じた就労に関する支援を実施した。関係課・関係機関と連携し、就労に向けた継続的な支援へつなげた。	同一の対象者が繰り返し支援を要する場合があることから、就労の定着に向けた継続的な支援のあり方を検討し、関係機関との連携により支援の充実を図る。
4	(1)	16	生活保護	病気や事故、失業などで収入が減り生活が困っている人が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための給付を受けられます。	福祉課	A	病気や事故、失業等により生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための給付を行った。対象世帯からの直接の相談に加え、医療機関等からの間接的な相談にも対応し、必要な保護に確実につなげた。	生活保護受給者が増加傾向にあることを踏まえ、相談・申請への迅速かつ適切な対応に努めるとともに、被保護者の状況に応じた自立助成に向けた支援の充実を図る。
4	(1)	17	ヤングケアラーに関する周知啓発	ヤングケアラー認知度向上のため市内関係機関に普及啓発のためのポスター・リーフレットを配布します。また、小・中学校の生徒を対象に啓発パンフレットとカードを作成して配布します。	こども子育て課 教育課	A	小中学校へ7月に啓発パンフレットを配布し、冬休み前には啓発カードの配布を行った。	啓発パンフレットとカードの配布によりヤングケアラーについて知るきっかけ作りを行う。ヤングケアラーが抱える課題は多岐にわたるため、関係機関と連携し支援を実施していく必要がある。
(2)ひとり親家庭への支援								
4	(2)	1	児童扶養手当施行事業	ひとり親家庭の生活を支援するため、子どもが満18歳に達した最初の3月31日までの間(障がいがある場合は20歳未満)、当該手当を支給します。	こども子育て課	A	当該児童を養育する対象者へ児童扶養手当の支給を行った。 R8.3末時点対象者数:174人	今後も引続き対象者への支給を実施していく。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
4	(2)	2	ひとり親家庭医療 費助成事業	ひとり親家庭の医療にかかる経済的負担を軽減するため、満18歳未満の子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	こども子育て課	A	対象者へ医療費助成を行った。 R8.3末時点受給者数:336人	今後も引き続き対象者への助成を実施していく。
4	(2)	3	ひとり親家庭等の 自立支援の推進	母子・事婦に加え父子家庭が安心して自立した生活を送れるよう、ひとり親家庭の実態を把握するとともに、相談体制の充実と経済的支援等を総合的に行います。また、母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭を対象とした総合的な相談事業を実施します。	こども子育て課	C	母子・父子自立支援プログラム策定…1件 →講座の費用捻出ができず受講を断念したため策定後の伴走支援はできなかった	今後も適宜、自立支援プログラムを作成する
4	(2)	4	ひとり親世帯向け 就労支援(母子家 庭等自立支援事業)	ひとり親家庭の母または父に対し、資格取得の受講にかかる費用等の一部支給により資格の取得を容易にし、就労を支援することで生活の安定を図ります。	こども子育て課	B	対象者へ高等職業訓練促進給付金を支給し、専門資格取得により就業に繋がるよう支援を行った。 R8.3.31時点 高等職業訓練促進給付金対象者:1名	今後も継続して、実施していく。
4	(2)	5	ひとり親家庭等日 常生活支援事業	ひとり親家庭や事婦の方が、急な病気等による介護や就労活動等による保育サービスを一時的に必要とされる場合、家庭生活支援員によるサポートを受けられます。	こども子育て課	A	技能習得のための通学・就労活動、疾病、出張、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など日常生活を営むための食事・身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、乳幼児の保育などの生活援助を実施している。	今後も引き続き実施していく。
(3)障がいや発達に課題のある子ども・若者への支援								
4	(3)	1	こねくと発達相談・言語相談・心理相談	乳幼児期における心身障がいの早期発見及び発達に課題のある子どもの就学前の相談や支援方法の検討を目的として、保護者等に対して助言・指導を行う相談体制の充実を図ります。	健康づくり課	A	こねくと～発達相談～:年34回実施 延べ126名利用 言語相談:年16回実施 延べ52名利用 心理相談:年5回実施 延べ9名利用 専門職からのアドバイスをもとに就学相談や医療受診に繋げたり、保護者の育児の悩みの解決を支援した。	R8年度より5歳児健診が始まるため、各相談の実施回数の調整を行う。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
4	(3)	2	保育所等巡回相談・公認心理師巡回・発達障がい児支援連携会議	健康づくり課・教育課・福祉課・こども子育て課の各担当で、幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園での生活状況や就学に関する情報を集め、相談体制を整えます(巡回相談)。 また発達障がい児等に関する知識を有する専門職(公認心理師)が、保育所・児童センター等への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員等に対し、障がいの早期発見及び適切な対応のための助言及び職員向け研修等の支援を行います(公認心理師巡回)。 また発達障がい児のある子どもに対し、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援ができるよう、保健・医療・教育・福祉の関係者による会議を実施し、適切な支援を行うための体制強化を図ります(発達障がい児支援連携会議)。	健康づくり課 福祉課 こども子育て課 教育課	A	【健康づくり課】 (巡回訪問) 市内保育園・幼稚園、認定こども園6園に年2回訪問 【こども子育て課】 (公認心理師巡回) ・保育園・幼稚園・こども園…6園に対し年2回実施 ・児童センター・放課後子ども教室…5ヶ所に対し年2回実施 (スキルアップ研修) ・保育園・幼稚園・こども園…6園に対し年2回実施 ・児童センター職員に対し年2回実施 【福祉課】 ・発達障がい児支援連携会議年1回開催	今後も引き続き実施していく。
4	(3)	3	障がい児施策(児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス)	療育指導が必要な子どもに対し、専門的な個別支援を受けるため、障がい児通所支援サービスの利用の提供を行います(児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス)。	福祉課	A	療育が必要な児童に対し、発達状況や家庭環境等を踏まえた相談支援を実施し、児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、一人ひとりの状況に応じた障害児通所支援サービスへ適切につなげた。また、関係機関と連携しながら、サービス利用に向けた支給決定や利用調整を行い、継続的な支援体制の確保に努めた。 サービス利用ニーズは引き続き増加傾向にあり、必要な療育につながる児童が増えるなど、早期支援の推進に寄与した。	複合的な課題を抱えるケースや長期的な支援を要するケースも多く、引き続き専門機関との連携を強化しながら、切れ目のない支援体制の充実に必要となっている。
4	(3)	4	特別支援教育振興事業	特別支援学級に在籍する世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の必要額を支給します。	教育課	A	引き続き支援が特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯に支援を行っていく。	引き続き支援が特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯に支援を行っていく。
4	(3)	5	長期的な取組みが必要な方への支援(社会復帰と就労支援)	引きこもりや精神疾患等により、社会との接点が少ない時期を長く過ごした方が就労への意欲がある場合に、社会復帰と就労につながるよう、障害福祉サービスの活用等も検討しながら、それぞれのケースに見合った支援を計画的に行います。	福祉課	A	引きこもりや精神疾患等により社会参加が困難な方に対し、関係機関と連携しながら相談支援を実施し、一人ひとりの状況に応じて障害福祉サービスや就労支援につなげた。継続的な支援により、社会参加や就労に向けた一歩を踏み出すケースが見られた一方、複合的な課題を抱えるケースも多く、継続した支援体制の確保に努めた。	複合的な課題を抱えるケースが多いため、関係機関との連携を強化し、本人の状況に応じた継続的な支援と社会参加・就労につながる支援体制の充実に努める。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
4	(3)	6	養育医療費助成事業	医師が入院を必要と認め、養育が必要とされる2,000g以下の未熟児等に対する医療費の助成を行います。	健康づくり課	A	対象児への養育医療費助成を行っている。 R7年度実績:1名2件	今後も対象児への助成を継続実施していく。
4	(3)	7	自立支援医療(育成医療)	現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、手術などの治療により、障がいの除去、軽減ができると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を助成しています。	福祉課	A	対象児へ育成医療費の助成を行っている。 R8.3時点受給者数:4名	今後も引続き対象者への助成を実施していく。
4	(3)	8	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんに対して、福祉の向上を図ることを目的として手当を支給します。	福祉課	A	対象者へ手当の支給を行っている。 手帳の取得時などに案内を実施している。 R8.3時点手当受給者数:30名	今後も引続き対象者への支給を実施していく。
4	(3)	9	重度心身障害児福祉手当	心身に障がいのある在宅の児童(18歳未満)に対して、福祉の向上を図ることを目的として手当を支給します。	福祉課	A	対象者へ手当の支給を行っている。 手帳の取得時などに案内を実施している。 R8.3時点手当受給者数:75名	今後も引続き対象者への支給を実施していく。
4	(3)	10	特別児童扶養手当	精神または身体に重・中程度の障がいのある20歳未満のお子さんを養育している父母または養育者にお子さん福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	福祉課	A	対象者へ手当の支給を行っている。 手帳の取得時などに案内を実施している。 R8.3時点手当受給者数:75名	今後も引続き対象者への支給を実施していく。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
(4)その他の特別な支援								
4	(4)	1	外国籍の家庭への 保育所等の円滑な 利用に向けた支援	乳幼児期から国籍や民族の違いに触れ、互いに尊重する 心を育てる国際保育推進のため、通訳等を保育所等に派 遣することにより、外国籍の保護者が安心して子育てがで き、かつ保育士も安心して保育に携われる環境を整えま す。 身近な地域において日本語を学ぶことができる場を提供 し、外国籍の住民が安心して生活することができる環境 を整備します。	財務政策課 こども子育て課	A	R7年度は、日本語教室を14回開催し、防災やゴミ捨てなどの生活に係る日本 語の学習を中心にを行った。 日本語教室参加人数 163人 日本人パートナー 115人	今後も関係部署等と連携し、外国人が安 心して暮らせるまちづくりを検討する。
4	(4)	2	情報の多言語化	外国にルーツを持つ子どもと子育て世帯に対する支援の ため、情報発信時のルビの活用や、母国語に変換しやすい よう電子による伝達について調査研究します。	こども子育て課 デジタル戦略課 教育課	A	R7年度は、日本語教室を14回開催し、防災やゴミ捨てなどの生活に係る日本 語の学習を中心にを行った。 日本語教室参加人数 163人 日本人パートナー 115人	今後も関係部署等と連携し、外国人が安 心して暮らせるまちづくりを検討する。
5 子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる								
(1)子ども・若者の居場所づくり								
5	(1)	1	児童の居場所づく り事業	学校等と連携して、児童センターや余裕教室等を活用し た、児童の居場所の確保について方策を検討します。	こども子育て課 教育課	B	甘利小学校において夏季休暇期間に児童クラブが学校と連携して試験的に余 裕教室や体育館を活用する事業を実施。	今後も学校等と連携し、児童の居場所を 確保できるよう方策を検討する。
5	(1)	2	こども食堂の支援	子どもの居場所づくりを目的としてこども食堂を開設・運 営する団体と連携し、利用者が抱える課題に対し団体と 市が連携し支援を実施します。	こども子育て課	A	市と包括的連携に関する協定を締結している「にららん」において、生活がひっ 迫している親子からの相談があった場合、情報の共有を図り、相互に連携して 必要な支援につなげられるよう対応している。	子ども食堂を運営するNPOと連携しなが ら、子ども食堂の利用者について連携し た支援をしていく。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本目標	実施の方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
5	(1)	3	Comeback支援事業	中高生の交流拠点である青少年育成プラザMiacisで、子ども達の自主的な活動を応援するとともに、新たな事に挑戦する前向きな想いを受け止める支援事業を行います。	デジタル戦略課 (R8～移住定住促進課)	B	ミアキス利用者 9,841人 (中学生:3,656人 高校生:5,642人 その他:543人) 登録者 2,033人 (中学生:555人 高校生:1,478人) 中高生の居場所「拠点運営」、他者とのつながりを作る「同好会」、地域に参画できる「ユースカワウンジル」、親や先生以外の大人と関われる「仕組みづくり」を通じて中高生の地元愛、ふるさとにらさ愛の醸成を育むことができた。	引き継ぎ、進学等を機に転出した者が本市に戻ってくる仕組み作りや、離れていても本市とのつながりかもてるようなツールを提供していく。
5	(1)	4	市民交流センター図書館・学習室	市民交流センター内にある学習室と同じフロアにある図書館の利用とあわせて、子ども達の学習をサポートします。	教育課 財務政策課	B	図書館と同じフロアに無料で利用できる学習室を設置し、子ども達が放課後や休日にも安心して学べる環境を整え、本に親しみながら課題や調べ学習に取り組める場として提供しました。	引き継ぎ、資料やレファレンスサービスの充実に加え、調べ学習の進め方やテーマ別の資料を紹介する特設コーナーの設置を検討する。
5	(1)	5	地域のコミュニティ活動への支援	身近な場所で子ども達の居場所が確保できるよう、地区公民館等を活用した地域のコミュニティ事業への助成を行います。	教育課 こども子育て課	B	令和7年4月より子ども達の居場所づくり応援事業を開始。市内の子どもを対象とした活動を行う団体への助成を行う。 申請団体数:12団体	子ども達が身近な場所で居場所を作り、様々な体験活動ができるよう、各団体の活動の支援を行っていく。
5	(1)	6	公共施設開放の検討	身近な場所で子ども達の居場所が確保できるよう、地区公民館等をはじめとする公共施設の子ども等への開放について調査検討を行います。	こども子育て課 教育課	C	子ども達の居場所づくり応援事業を活用し、公共施設開放のきっかけとした。	開放日の管理者の負担(拘束時間、安全管理についてなど)が大きく、地域の協力を募ることが難しい。送迎がなければ利用ができない子どもたちの利用など検討が必要。
5	(1)	7	荏崎スポーツクラブ	子どもから高齢者まで幅広い年齢層がスポーツに参加でき、地域住民の健康・体力づくりの向上に役立ただけでなく、地域住民との交流を深める場としての活用も可能な総合型地域スポーツクラブの利用を促進します。	教育課	B	市のスポーツ施設の利用・提供を継続して行う。	荏崎スポーツクラブの会員数が減少している。 将来を見据えた運営体制の検討。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
5	(1)	8	安全な公園整備	「身近な場所で安心して遊べる公園・遊具がない」という意見が多く、今後も高いニーズがあることが想定されます。当面は既設の公園のバリアフリー化や遊具の安全性の確保を図りながら、安心して遊べる公園の設置について配慮していきます。また、施設設備の新設・更新、備品の購入を検討し、より良い環境の整備に努めます。	建設課	A	中央公園の遊具について、保守点検を行った。	中央公園については、令和7年9月より指定管理。
5	(1)	9	荏崎中央公園・ちびっこ広場の整備	ちびっこ広場の複合遊具入れ替えや、おもつの交換台、幼児用便器などを備えたユニバーサルデザインのトイレを新設し、誰もが育児しやすい環境と親子が楽しく触れ合える場所へとリニューアルしました。引き続き、笑顔で利用できる居場所・環境づくりに努めます。	建設課	A	ちびっこ広場周辺舗装および時計塔前階段ステップ補修を行った。	中央公園については、令和7年9月より指定管理。
5	(1)	10	市営新体育館整備・運営	老朽化への懸念及び災害対策として市営体育館を移転整備します。指定管理者による運営を開始することで、キッズスペースでの託児サービス等を実施し多様な利用者の交流と子育て支援策を促進します。	教育課	A	体育館を訪れた多くの親子連れの方がキッズルームを利用した。	利用者の需要を把握し、授乳室の利用と併せて、満足度向上を図る。
5	(1)	11	市営総合運動場整備・運営	市営体育館跡地に芝生広場や遊具、あずまや等を整備します。新体育館と同じ指定管理者による運営を開始することで、多くの子どもたちが安全・安心に過ごせる空間づくりや、小・中学生に人気のバスケットボールによる公園利用を促進します。	教育課	A	計画通り公園の整備を進めることができた。6月には、テニスコートの改修に着手した。	テニスコートの改修工事期間中の公園利用者に対する安全確保に万全を期す。
5	(1)	12	地域の高齢者が参画した世代間交流促進事業	昔の遊びを通しての交流や、小学校等への祖父母の招待、地域まるごと介護予防推進事業での高齢者とのふれあいを通し、子どもにも思いやりや、いたわりの心を育みま	長寿介護課 教育課	B	地域まるごと介護予防推進事業においては、地域の行事を通じ子どもと高齢者が交流できる多世代交流の場を提議できた。	引き続き地域まるごと推進事業を通じ多世代交流を推進する。

荏苒市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
5	(1)	13	親子ふれあい事業	「武田の里親子ふれあい事業」による自然や文化に触れる体験教室を開催し、大人と子どもとのふれあいの場を提供します。	教育課	C	親子で共にSDGs(環境)を学びながらの作品作りや市縄文時代の歴史を学び、親子で協力しながら作品作りをする機会を設けました。運動をテーマにした教室は、参加者が少なく中止となりました。	参加者のニーズを捉えながら、引き継ぎ、自然や文化に触れる機会を提供する。
5	(1)	14	荏苒大村美術館での美術鑑賞	美術品を鑑賞する喜びを多くの人々とともに分かち合いたいとの大村智館長の思いから、荏苒市内に在住・在学の小学生・中学生・高校生、高校生については、荏苒大村美術館の鑑賞が無料でできます。	教育課	B	市内在住・在学の小中高生については、無料で鑑賞いただいており、東西中学校の第1学年と市立保育園2園の園児を対象とした教育普及事業や子育て支援センターと連携し親子を対象とした出張案内を実施しました。	引き継ぎ、幼少期のうちから子どもたちが身近に質の高い芸術作品に触れる機会の提供に努め、情操教育の充実につなげていく。
5	(1)	15	公民館学級講座事業	地域の親子を対象にふれあいの場を設け子どもたちの社会参加と人間形成を支援するため、地区公民館の開放を促進します。	教育課	B	荏苒市中央公民館及び各地区公民館において、夏休み等の休暇期間を中心に親子や子どもを対象とした多世代交流のイベントなど各種事業を実施しました。	子どもや若い世代の参加が増えず、各公民館が工夫しながら講座をしている。開放日の管理者の負担や送迎がなければ利用かできない高齢者などの課題がある。
5	(1)	16	中高生のボランティア活動とキャリア教育支援	子育て支援センターと荏苒市社会福祉協議会により、中高生にボランティア活動の場や職場体験のキャリア教育の場を、夏休み期間を中心に提供していきます。	こども子育て課	A	子育て支援センター 93名 社会福祉協議会 43名 計136名 R6年度の110名より増加した。	引き継ぎ、職場体験の場を提供し、人材育成や担い手不足の改善に繋げられる取組を実施していく。
5	(1)	17	姉妹都市中学、高校生派遣事業	姉妹都市であるアメリカ合衆国フェアフィールド市に本市の代表として中高生を派遣し、現地の一般家庭にホームステイをしながら異なる文化や習慣に触れ、相互理解を深めるとともに、学校などの施設訪問を通して現地の学生等と交流を深める国際交流事業を行います。	財務政策課	A	市内の中学、高校生6名を姉妹都市であるアメリカ合衆国フェアフィールド市へ派遣し、滞在中に市内の学校を訪れ現地の学生等との交流を通し、国際的な視野を広げ、文化の違いを肌で感じながら、友情を育んだ。 派遣期間：11月29日～12月17日(19日間)	長期的に継続させていくため、ホストファミリーの負担軽減などを考慮し、期間を2週間に短縮するとともに交換留学生を5人に変更した。

蕪崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

【評価】達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
5	(1)	18	姉妹都市高校生 ホームステイ事業	姉妹都市であるアメリカ合衆国フェアフィールド市から来 蕪する学生に市内の一般家庭にホームステイをしてもら い、市内の小学校・中学校・高校を訪問するなど、児童生 徒と交流を深める国際交流事業を行います。	財務政策課	A	姉妹都市であるアメリカ合衆国フェアフィールド市から6名の高校生が市内の 小学校・中学校・高校を訪問し、市内の生徒・学生等と交流を深めました。 訪問校: 蕪崎小学校、蕪崎北東小学校、蕪崎西中学校、蕪崎東中学校、蕪崎高 校、蕪崎工業高校	長期的に継続させていくため、ホストファ ミリーの負担軽減などを考慮し、期間を二 週間に短縮するとともに交換留学生を5 人に変更した。
5	(1)	19	多様な体験活動の 促進(環境美化運 動・ごみ収集作業)	毎年、「全国青少年健全育成強化週間」にあわせ、市内の 各地区住民と育成会を中心に、ごみ・空き缶拾いを実施し ます。環境美化運動等の体験活動を通して、公共心を育 て、地域や環境への関心を高めます。	教育課	B	5月の「オオキングエイギョウ駆除作戦」には10名、3月の「中畠新府城跡清掃ボラン ティア活動」には12名の育成会の参加があり、自分の住むまちを地域のみんな ときれいにすることで、故郷を大切に思う心と誇りに思う心の育む取組みがで きた。	コロナ禍以降、育成会の活動が低迷して いるため、参加者が増えにくい。事業の主 旨を理解してもらい、周知に努めていく。
(2)若者の交流・移住定住の支援								
5	(2)	1	Comeback支援 事業 【再掲】	中高生の交流拠点である青少年育成プラザMiacyで、 子ども達の自主的な活動を応援するとともに、新たな事 に挑戦する前向きな思いを受け止める支援事業を行いま す。	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	B	ミアキス 利用者: 9,841人 (中学生: 3,656人 高校生: 5,642人 その他: 543人) 登録者: 2,033人 (中学生: 555人 高校生: 1,478人) 中高生の居場所「拠点運営」、他者とのつながりを作る「同好会」、地域に参画で きる「ユースカワウンジ」、親や先生以外の大人と関われる「仕組みづくり」を通 じて中高生の地元愛、ふるさとにらさき愛の醸成を育むことができた。	引き続き、進学等を機に転出した者が本 市に戻ってくる仕組み作りや、離れていて も本市とのつながりかともてようなソー ルを提供していく。
5	(2)	2	婚活支援事業	他自治体との連携による独身男女の出会いの場として、 蕪崎市と近隣地域それぞれの特色・魅力を活かした体験 をテーマにした対面イベントを行います。	デジタル戦略課	A	R7年度: 4回開催 (参加者: 191名 / マッチング数: 37組) 出会いの場の創出に繋がっている。	市民の参加率の向上につなげる取組み を模索する。
5	(2)	3	友活イベント事業	商工会と連携し、市内事業所に勤務している若手社員の 交流イベントを実施し、若者のリアルな出会いの機会づく りを行います。	デジタル戦略課	A	R7年度 個性＆相性診断付き交流イベント1回開催 (参加者: 23名) 個性＆相性診断 年間37名 診断では自身を知り、イベントでは、交流の場の創出に繋がった。	婚活、恋活と類似し、イベント参加者数も 伸び悩んだため令和7年度をもって終了。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
5	(2)	4	結婚生活支援事業	新婚世帯の新生活のスタート費用(家賃等)を補助します。 (※要件あり)	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	A	交付決定:7件(申請件数:7件) 結婚生活をスタートする夫婦を応援する取組みの一つとして、経済的な理由により、結婚に踏み出せない方の経済的不安を軽減するため、結婚に伴う新生活に係る費用の一部を助成した。	引き続き、ホームページ、SNS及び相談会等で周知を図る。
5	(2)	5	就労支援・雇用の確保	若者の就労支援として、近隣市町など関係機関と連携した合同企業説明会を行うほか、企業誘致・事業承継・新事業展開などに対する支援により、安定した雇用の維持確保を行います。	商工観光課	B	・県央ネットやまなし合同企業説明会 令和7年6月8日(日)・アイメッセ山梨 参加企業:180社(市内17社) 参加者:約240名 ・県央ネットやまなしメタハース合同企業説明会 令和8年3月8日(日) 参加企業:103社(重崎市内7社) 参加者:約260名	引き続き、県央ネットやまなしの連携による合同企業説明会を開催するとともに、商工会や工業クラブ等を通じて、市内企業への参加を積極的に呼びかける。
5	(2)	6	起業・出店等への支援	商工会と連携し、空き事業所(店舗)など既存の施設を活用するための支援や新規起業者の支援を行います。	商工観光課	A	・起業支援補助金 新規(改修費助成・家賃助成):16件 継続(年度を跨ぐ家賃助成):18件	増加する申請件数や、面積要件により1件あたりの補助額が200万円を超えるなど、予算の見込みが立てにくく、毎年度補正を繰り返している。 業種の絞り込みや面積要件の見直し等により、本市の観光資源の活用や市民生活の充実に繋がる起業を支援していく必要がある。
5	(2)	7	市の魅力の発信	移住・定住に関するサイト、各種イベント・セミナーの開催、ふるさと納税による特産品のプロモーションを行い、関係人口の増加と移住・定住の促進につなげます。	デジタル戦略課	A	地域活性化起業人として、2名のクリエイターを起用。市やふるさと納税のSNSの運営や広報戦略を通じ、フォロワー数も向上し、PRに繋がった。	SNSのフォロワー者数の確保と、イベントでのPRの強化により、さらなる知名度の向上を目指す。
5	(2)	8	地域おこし協力隊事業	都市地域から移住し、まちづくりへの支援や地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」を募集し、地域への定住・定着を図ります。	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	A	委嘱隊員:9名 隊員の経験や能力を活かした活動により、地域の活性化につながった。	引き続き、まちづくりへの支援や地域協力活動に対して隊員を募り、地域への定住・定着を図る。

荏崎市子ども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・施策実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
5	(2)	9	移住・定住相談窓口	荏崎市の「住まい」「仕事」「地域のこと」など移住に関する相談、必要な情報のサポートを行う「移住・定住相談窓口」を設置し、移住・定住の促進を図ります。	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	A	移住相談件数 窓口:42件 電話・オンライン:82件 オンライン:6件 相談会84件(6回) 移住相談を通じ、「理想と現実のズレ」を防ぎ、移住後のミスマッチを防ぐなど、 地域のリアルな暮らしの情報を提供することができた。	引き続き、移住先を決めかねている方に 選ばれるよう、相談会やホームページ、 SNS等を通じて、市のPRを積極的に進め ていく。また、移住後のサポートを行い定 住につなげていく。
5	(2)	10	移住イベント	荏崎市内で起業する先薦移住者などから直接現地の情報を聞くことができるオンラインイベントや、バスツアーなどを企画し、移住の促進を図ります。	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	E	令和6年度でイベント事業は廃止 空き店舗ツアーへの同行による市のPRは継続	今後もイベントの企画は慎重に精査してい く。
5	(2)	11	移住支援金	東京23区内から移住した方で、各要件を満たしている方に支援金を交付します。(※要件あり)	デジタル戦略課 (R8～移住定住 促進課)	A	交付決定:2人(申請者:2人) 東京圏から本市への移住・定住の促進、移住に要する経費の軽減を図ることが できた。	引き続き、ホームページ、SNS及び相談会 等で周知を図る。
5	(2)	12	住まいるマイホー ム助成	市内に新たに住宅を取得し、定住する方に助成金を支給 します。(※要件あり)	デジタル戦略課	E	交付決定:13件(申請件数:13件) 令和6年度で事業終了。令和7年度は経過措置。	令和6年度で事業終了。 令和7年度は経過措置。 令和8年度から「子育て世帯住宅取得 支援事業費補助金」を交付
5	(2)	13	定住促進住宅家賃 助成	定住促進住宅へ市外から入居する方または新婚夫婦で新 たに入居される方を対象に、入居日から2年間、家賃助成 を行います。	営繕住宅課	E	交付決定:20件(申請件数:20件) うち 新婚世帯1件、子育て世帯3件	令和7年度で事業終了。 令和8年度は経過措置。

荏崎市こども計画(R7～R11) 進捗状況(令和7年度取組状況)

[評価] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

基本 目標	施策の 方向性	事業	事業・施策名	事業・施策概要	担当課	5段階での評価 (令和7年度)	事業・実施実施状況・成果 (令和7年度)	今後の課題・展望
(3)地域の子育てネットワーク								
5	(3)	1	愛育会活動	愛育班活動(声かけ・見守り)を通じて、子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気や障がいがあっても一生を通して住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを見守る活動を推進します。	健康づくり課	A	母子保健事業(すくすく教室(7ヶ月児)やママのためのととのうルーム)で愛育会について普及啓発を行った。また、子育て支援センターイベントへの協力、定例会の実施や研修会の参加することにより、職員自身も子供と関わったり、愛育についての学びを深めることができた。	継続して、すくすく(8か月児)教室での啓発、子育て支援センターイベントへの協力、定例会の開催、研修等への参加をしていく。課題として、少子化や近所づきあいの希薄化など時代の変化により、活動の広げづらさがある。また、仕事や家庭がある中で活動は、職員にとって負担が大きい。
5	(3)	2	子育てイベントの実施	子育て支援にかかわる機関や団体などと協力して行う「にらちびフェスティバル」など、子育て世代を対象とした各種イベントを開催して、子育てに関する様々な情報提供・交換や仲間づくりを支援します。	こども子育て課	A	8/11 にらちびフェスティバル開催 参加者 1,188人	事業内容について整理し、より効果的なイベントの実行を目指す。
5	(3)	3	親子料理教室の開催	食生活改善推進員や子育て支援センター等の協力のもと、親子を対象とした料理教室を開催し、自分で料理をする体験を通して心と身体の健康を維持することや共食の大切さ等を普及していきます。	健康づくり課	A	7/20(日)重崎地区 おやこ料理教室 参加者4組(15名) 8/3(日)大草地区 親子料理教室 参加者34名 8/9(土)おやこ料理教室 参加者11名(5組) 11/16(日)穴山地区 みんなの料理教室 参加者12名 12/6(土)おやこおせち料理教室 参加者12名(4組)	引き続き、市と各町でのおやこ料理教室を実施していく。
5	(3)	4	地域人材活用の推進	地域で幅広い経験や知識を有する人材を講師として招き、農業や音楽(合唱・琴等)、踊り等の指導を受けることで、児童・生徒がいきいきと学ぶ機会をつくります。	教育課	A	小中学校の総合的な学習の時間や学校行事の中で、地域で幅広い経験や知識を有する人材を講師として招き、教育活動を行うことができた。	引き続き、地域で幅広い経験や知識を有する人材を講師として招き、児童・生徒がいきいきと学ぶ機会をつくっていく。

A	149	79.7%
B	24	12.8%
C	7	3.7%
D	1	0.5%
E	5	2.7%
評価無し	1	0.5%
	187	100.0%